

荒川区一般廃棄物処理基本計画

～荒川区ならではの質の高い循環型社会の構築を目指して～

平成19年10月

荒 川 区

< 目 次 >

第 1 章	一般廃棄物処理基本計画の改定について	1
第 1 節	計画改定の背景	1
第 2 節	計画の位置付け	2
第 3 節	計画の期間	3
第 4 節	計画の前提となる荒川区の概況	4
1	地 勢	4
2	産 業	4
3	土地利用	5
4	人 口	6
第 2 章	ごみ処理基本計画	7
第 1 節	ごみ、資源の排出状況	7
1	ごみ（可燃・不燃・粗大ごみ等）量の推移	7
2	資源回収量の推移	8
第 2 節	ごみ・資源の流れ	9
1	ごみ（可燃・不燃・粗大ごみ）の流れ	9
2	資源回収の流れ	10
3	施設の状況	12
第 3 節	荒川区における清掃事業の在り方について	13
1	基本理念	13
2	目標値の設定	14
3	基本方針	20

第4節 区民、事業者、区の役割 ~三つのRの更なる実践~	22
1 区民の役割	22
2 事業者の役割	24
3 区の役割	25
第5節 基本方針に係る施策	26
基本方針1 環境意識の向上	26
施策1 区の率先行動	26
施策2 継続的で体系的な普及啓発体制の整備	27
施策3 生産者等が適正な役割を果たすための働き掛け	30
基本方針2 3R推進事業の積極的な展開	31
施策1 発生抑制に重点をおいた新たな取組	32
施策2 集団回収の充実	35
基本方針3 適正処理の徹底	37
施策1 安全で効率的なごみの収集・運搬体制の確立	37
施策2 中間処理体制の継続	38
施策3 荒川区を取り巻く現状についての周知徹底	39
施策4 サーマルリサイクル実施に係わる荒川区の基本的姿勢についての周知徹底	41
施策5 廃棄物処理手数料の適正化	42
第3章 生活排水処理基本計画	43
第1節 生活排水の現況	43
第2節 基本方針	44
第3節 し尿処理について	45
1 収集・運搬	45
2 処分	45
3 浄化槽汚泥等の収集・運搬、処分	45

資料編		47
資料 1	東京二十三区清掃一部事務組合の施設一覧	48
資料 2	埋立処分場の移り変わり	50
資料 3	荒川区役所環境配慮率先行動計画	51
資料 4	用語解説	53
資料 5	参考資料 荒川区清掃審議会答申抜粋（本文及び審議経過）	57

第1章 一般廃棄物処理基本計画の改定について

第1節 計画改定の背景

荒川区では、平成12年度に清掃事業が東京都から区へ移管されたことに伴い、平成12年3月、荒川区が清掃事業を実施していく基本的な指針として「荒川区一般廃棄物処理基本計画^{*1、*2}」を策定しました（以下、「12年度計画」という）。

12年度計画では、「資源循環型清掃事業」を基本理念に、平成12年度から平成23年度までの12年間について、平成10年度のごみ量に比べ平成23年度には30%の減量^{*3}を目標とし、計画に基づき、ごみの発生抑制（リデュース^{*4}）、再使用（リユース^{*5}）、再生利用（リサイクル）等に取り組んできました。

しかし、12年度計画策定から7年間の経過し、区民一人当たりのごみの排出量は減少しているとはいえ、ごみの実績量が計画見込量を上回っている状況にあり、乖離が生じています。その一因として、12年度計画では減少を見込んでいた荒川区の人口が集合住宅の建設等により増加したことがあげられます。

また、リサイクル・廃棄物行政の動向として、国においては、廃棄物や資源に関する基本的枠組み^{*6}を定める「循環型社会形成推進基本法（平成12年6月）」が制定され、循環型社会の形成に向けた、国、自治体、事業者、住民の役割分担を明確にするとともに、廃棄物処理の優先順位（発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分）を法定化しました。平成15年3月には「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、一般廃棄物の一人当たりのごみ排出量（1日当たり）について、平成12年度と比べて平成22年度には20%削減とする取り組み目標などを定めるほか、各種リサイクル法が公布・施行されています。

東京都においても、平成14年1月に策定した「東京都廃棄物処理計画」について、更なる廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進と適正処理の徹底により、循環型社会の構築に向けた新たなステージへ踏み出すべく、平成18年9月に改定しました。この計画では、平成16年度と比べ平成22年度の最終処分量を35%削減することを目標としています。

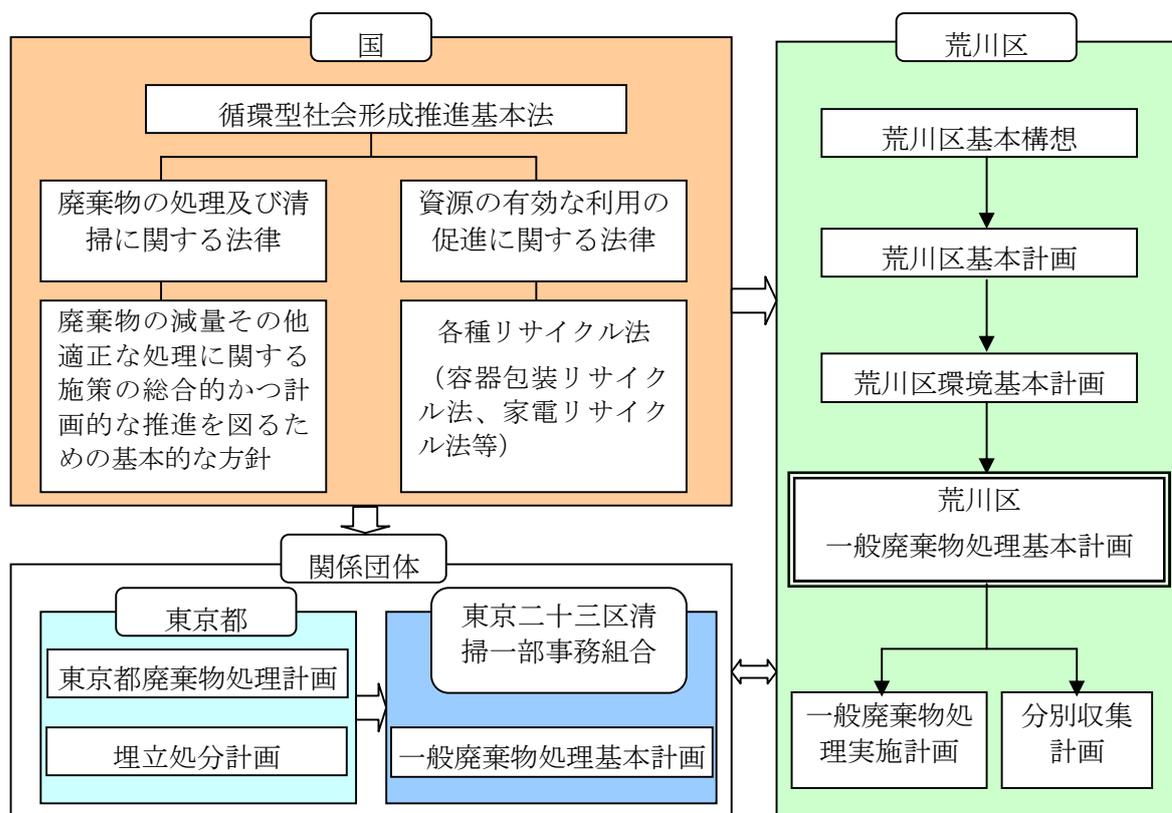
荒川区では、こうした状況の変化と合わせ、緩やかな景気回復基調にある社会経済情勢の変化に対応した基本計画とするため、今回、12年度計画を改定することとしました。

第2節 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない」とされています。

荒川区一般廃棄物処理基本計画は、「荒川区基本構想」（平成19年3月）、「荒川区基本計画」（平成19年3月）及び「荒川区環境基本計画」（平成16年3月）を上位計画としています。基本構想では、荒川区の将来像である「幸福実感都市あらかわ」を実現するための六つの都市像の一つとして、「環境先進都市」を掲げています。また、環境先進都市の実現に向けた取組として、『区民、事業者及び行政が一体となって、資源循環型の社会づくりを進め、限りある資源の有効活用を図っていきます。』としています。

【図1-1 荒川区一般廃棄物処理基本計画の位置付け】



第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、環境問題やリサイクル問題を取り巻く状況が迅速に変化し続けている状況を考慮し、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

ただし、この期間に、社会・経済情勢の大きな変化があった場合は見直しを行うこととします。

第4節 計画の前提となる荒川区の概況

1 地 勢

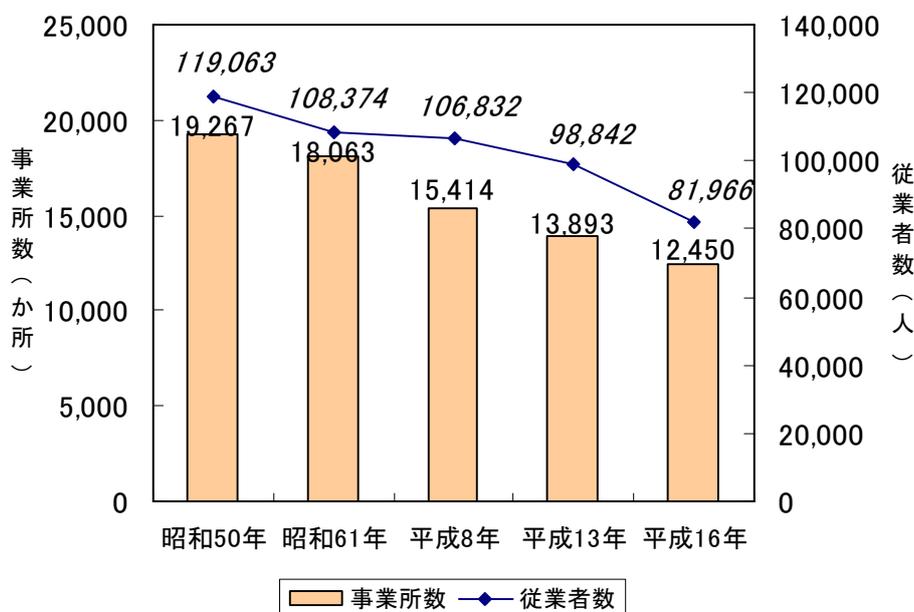
荒川区は、東京23区の東北部に位置し、台東、文京、北、足立及び墨田の各区に隣接していて、面積は10.20 km²です。

区域は東西に長く、南西部に山手台地の一部があつて高台となっていますが、大部分は起伏がなく平坦です。また、区の北東部に沿って隅田川が流れています。

2 産 業

荒川区は、印刷業、金属製品製造業、皮革産業を中心としたものづくりが盛んですが、景気の低迷や外国製品との競合、経営者の高齢化、後継者難等により、図1-2のとおり事業所数の減少傾向が続いており、従業者数も減っています。

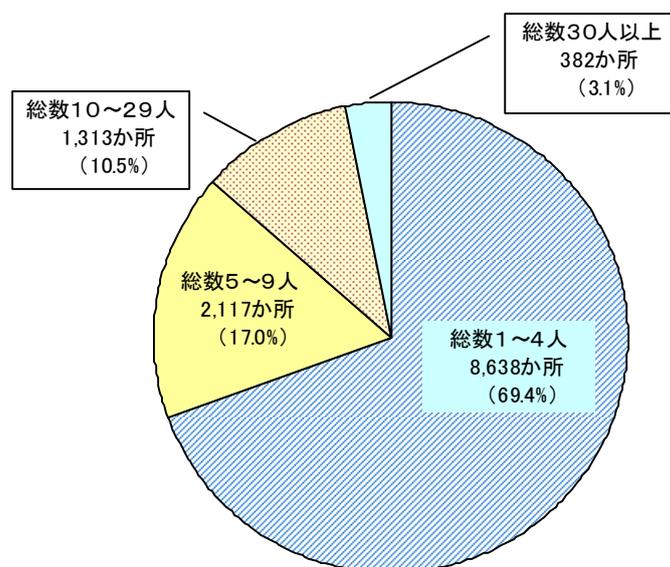
【図1-2 事業所数及び従業者数】



出典：事業所・企業統計調査

また、荒川区内の平成16年の事業者規模別事業所数の構成比は、図1-3のとおりであり、従業員4人以下の小規模な事業者・工場が集積しており、住宅との混在が特色となっています。

【図1-3 平成16年事業者規模別事業所数の構成比】



出典：事業所・企業統計調査

3 土地利用

荒川区内の用途別土地利用比率は、宅地が57%と半分以上を占めており、続いて道路18%、公園等4.3%、水面5.2%、その他15.5%となっています。

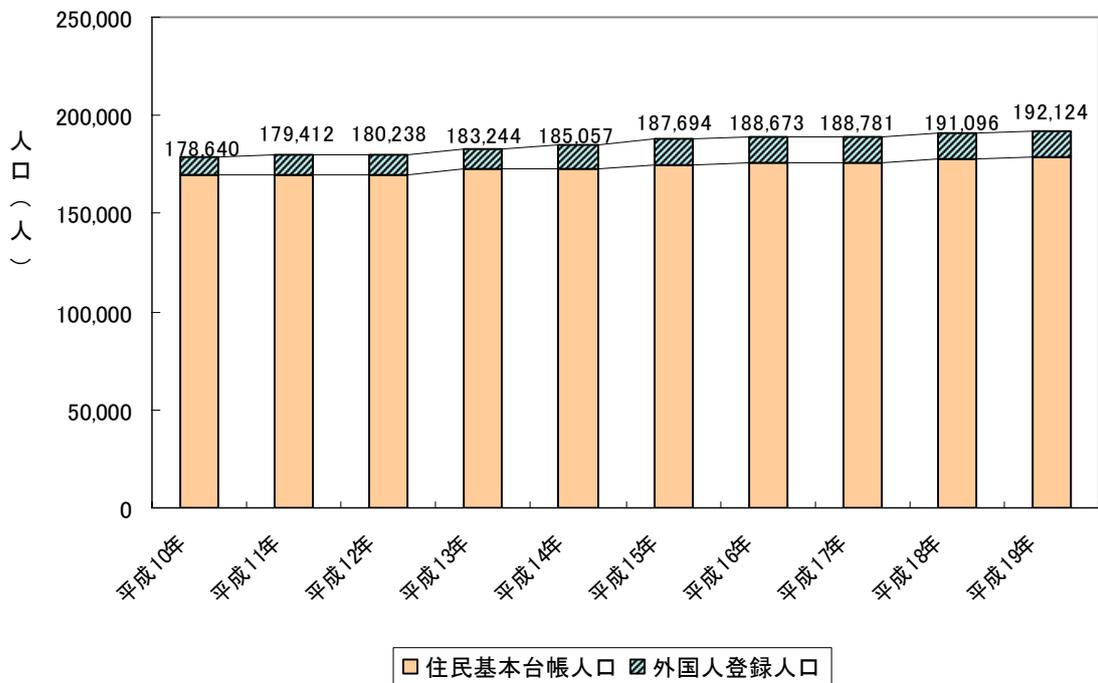
(東京都都市整備局都市づくり政策部「東京の土地利用」(平成13年度)より)

また、道路については、私道を含めると、4m未満の狭い道路が区内の道路延長の過半を占めており、2トンのごみ収集車が通れない道路もあります。

4 人 口

荒川区の人口は、昭和18年に35万人強とピークを迎え、戦時中に一時減少したものの、戦後は再び増加を続けました。その後、昭和35年の国勢調査による28万5千人を最高に減少し始めました。しかし、昭和50年代後半からは減少傾向が鈍化し、平成10年以降は増加傾向を示しています。また、外国人登録者人口及びその比率も増加傾向にあります。最近の人口総数（住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計）、外国人登録者数及び人口総数に占める割合は、図1-4のとおりです。

【図1-4 人口総数、外国人登録人口及び人口総数に占める割合の推移】



(単位：人)

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
住民基本台帳人口	169,394	169,808	170,108	172,265	173,246	175,189	175,647	175,726	177,547	178,399
外国人登録人口	9,246	9,604	10,130	10,979	11,811	12,505	13,026	13,055	13,549	13,725
計	178,640	179,412	180,238	183,244	185,057	187,694	188,673	188,781	191,096	192,124

人口総数及び外国人登録人口数出典：住民基本台帳による世帯と人口（1月1日現在）

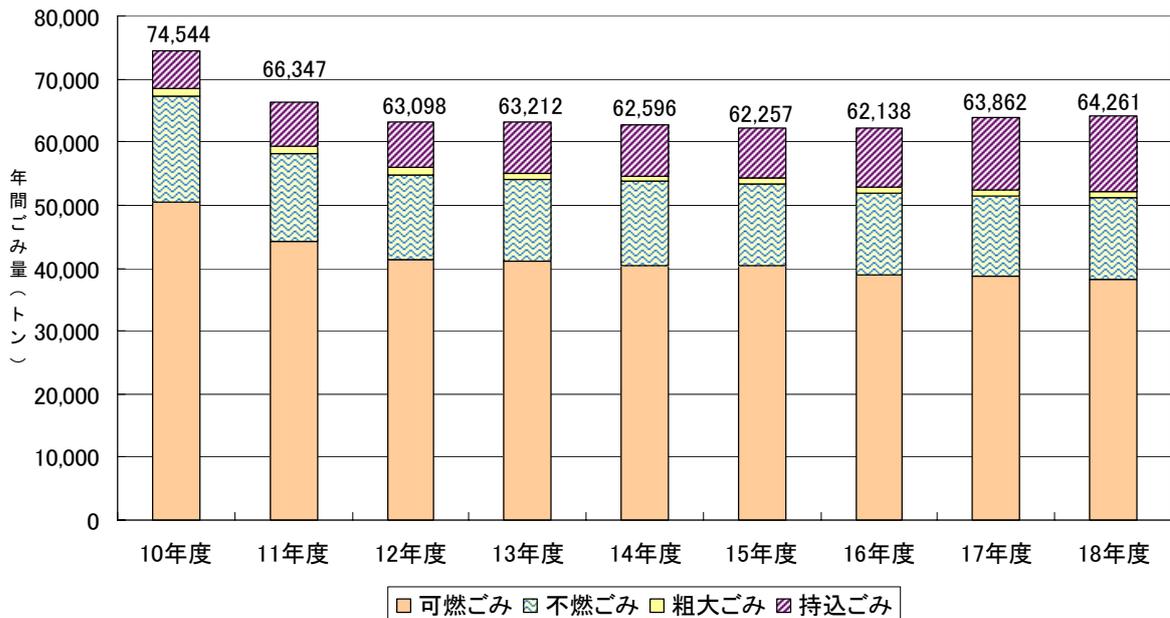
第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ、資源の排出状況

1 ごみ（可燃・不燃・粗大ごみ等）量の推移

荒川区内における可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び区内事業者から排出されたごみを、区では収集せず、承認を受けた事業者などが清掃工場や埋立処分場に直接持ち込む持込ごみの量の推移は、図2-1のとおりです。

【図2-1 ごみ（可燃・不燃・粗大ごみ等）量の推移】



(単位：ト)

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
可燃ごみ	50,569	44,256	41,425	41,038	40,394	40,304	38,967	38,696	38,207
不燃ごみ	16,630	13,926	13,258	13,083	13,322	13,069	12,995	12,716	12,853
粗大ごみ	1,169	1,127	1,253	937	854	968	939	961	968
持込ごみ	6,176	7,038	7,162	8,154	8,026	7,916	9,237	11,489	12,233
計	74,544	66,347	63,098	63,212	62,596	62,257	62,138	63,862	64,261

(注) 持込ごみ量については、平成18年度に、区と東京二十三区清掃一部事務組合との事務分担の見直しにより、清掃工場への搬入手続が各清掃事務所の取扱いから東京二十三区清掃一部事務組合での一括取扱いに変更となったことから、清掃事務所取扱い分で集計していた従来の持込ごみ量の集計ができなくなりました。

このため、本計画の基準年である17年度と18年度の持込ごみ量については、事業系一般廃棄物を1日平均100キログラム以上排出する事業者及び事業系一般廃棄物を臨時に排出

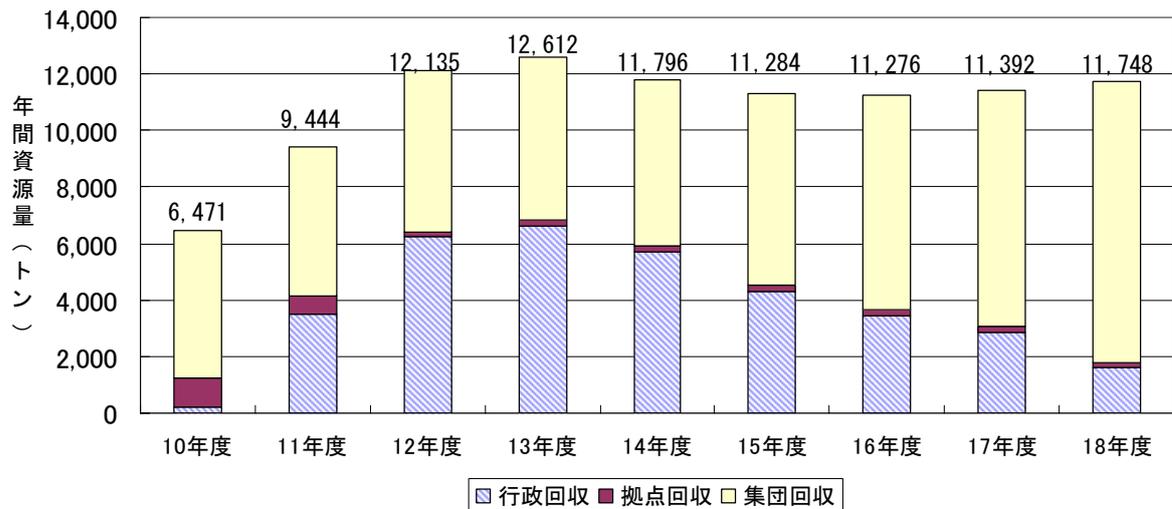
する事業者またはその事業者から委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者が処理施設（清掃工場・東京都埋立処分場等）にごみを持ち込む際に提出する、排出するごみの量、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票（マニフェスト^{*8}）の集計により、23区全体の総持込ごみ量を按分して算出したものを持込ごみ量として推計したものです。

2 資源回収量の推移

荒川区内における資源回収量（びん、缶、古紙、ペットボトル、白色の発泡スチロール製食品用トレイ（以下、「白色トレイ」という）等）の推移は、図2-2のとおりです。

資源回収量は、平成11年10月からびん、缶、古紙の資源回収（行政回収）が始まり、急激に増加しました。また、平成15年1月に始まった^{*9}集団回収（モデル事業）への移行により、徐々に資源の量が行政回収から^{*10}集団回収へ移行しています。

【図2-2 資源回収量の推移】



※平成11年10月から、びん・缶・古紙の行政回収開始

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
行政回収	209	3,519	6,222	6,622	5,697	4,322	3,435	2,830	1,595
拠点回収	1,009	633	202	194	211	222	225	213	172
集団回収	5,253	5,292	5,711	5,796	5,888	6,740	7,616	8,349	9,981
計	6,471	9,444	12,135	12,612	11,796	11,284	11,276	11,392	11,748

第2節 ごみ・資源の流れ

1 ごみ（可燃・不燃・粗大ごみ）の流れ

(1) 収集運搬

家庭から出されるごみは、荒川区が収集運搬しています。

また、荒川区には不燃ごみ中継施設として、尾竹橋清掃作業所があり、不燃ごみをごみ収集車から船舶へ積み替えを行っています。この船舶中継施設は、ごみの輸送効率向上と中央防波堤内側埋立地内にある各処理施設への車両集中緩和に役立っています。

(2) ^{*11}中間処理

ごみの中間処理は、平成12年4月1日に23区で設立した「東京二十三区清掃一部事務組合」において、共同処理をしています。

可燃ごみは、荒川区内に清掃工場がないため、墨田清掃工場、北清掃工場、足立清掃工場の3工場へ主に搬入し、焼却しています。また、清掃工場からでる焼却灰は、^{*12}熔融スラグ化し、路盤材等として可能な限り有効利用を図っています。

不燃ごみは、尾竹橋清掃作業所を経由し、船舶で、江東区にある中防不燃ごみ処理センターへ搬入し、破碎しています。

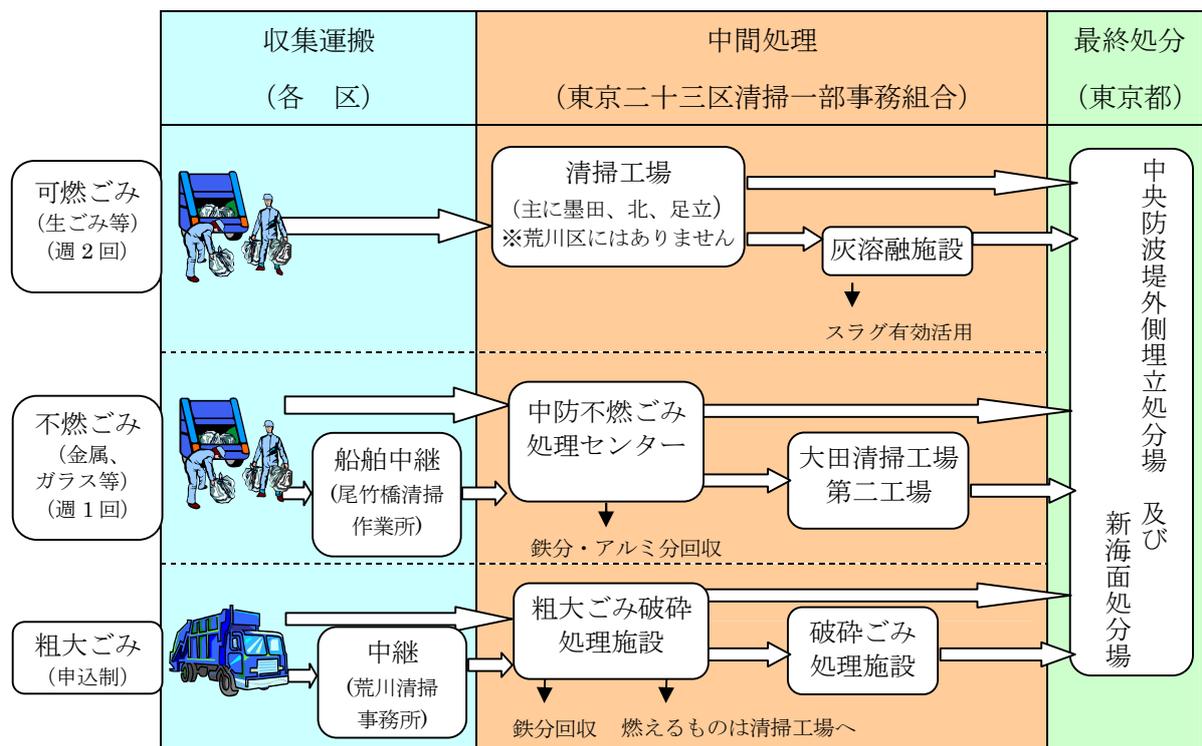
粗大ごみは、区内で積替え、江東区にある粗大ごみ破碎処理施設へ搬入し、破碎しています。なお、鉄分は資源として回収し、残った可燃物は清掃工場や破碎ごみ処理施設で焼却しています。

(3) 最終処分

最終処分は、東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ委託しており、今後も継続していきます。

この処分場は、東京港内での最後の埋立処分場となるため、最終処分量の最小化に向けた取組が求められています。

【図 2 - 3 ごみ（可燃・不燃・粗大ごみ）の流れ】



2 資源回収の流れ

荒川区の資源回収は、町会・管理組合・自治会・高年者クラブなどのリサイクル推進団体が自主的に古紙やびん、缶等の資源を収集し、資源回収業者に引き渡す集団回収を基本としており、区では、区民が集団回収を円滑に行えるよう、支援体制の充実に努めています。

また、行政の資源回収を停止し、町会が主体となって資源を回収する集団回収（モデル事業）を、区内全域に拡大するほか、現在、ペットボトルや白色トレイの品目拡大に取り組み、これを進めています。

また、びん、缶等の資源化の中間処理については、区内の再生資源事業者が行っています。

(1) びん、缶、古紙

現在のびん、缶、古紙の回収は、表 2 - 1 のとおり行っており、集められた資源は、再生資源事業者で中間処理後、再度利用されます。

【表 2-1 資源回収の区分等】

区分	実施主体	回収品目	回収日	行政による資源回収	開始時期	
行政回収	区	資源 (びん・缶・古紙)	週 1 回	—	平成 11 年 10 月	
集 団 回 収	集団回収 (モデル事業)	町会 (リサイクル 推進団体)	資源 (びん・缶・古紙)	1ヶ月につき 2～3回 または週 1 回	停止する	平成 15 年 1 月
	集団回収 (一般の団体)	管理組合、自治 会、高年者クラ ブ、PTA 等のリ サイクル推進団 体	回収品目は 各団体が決定	回収日は 各団体が決定	停止しない (ただし、平成 15 年 1 月以降、 管理組合、自治会 のみ停止する。)	従前から 実施

(2) その他の資源 (ペットボトル、白色トレイ)

荒川区のペットボトル回収方法は、表 2-2 の 3 通りとなっており、白色トレイの回収方法は、表 2-3 の 2 通りとなっています。

集団回収でのペットボトル及び白色トレイの回収を、今後更に推進していく予定です。

【表 2-2 ペットボトルの回収方法】

区 分	回 収 方 法
店 頭 回 収	コンビニ等の店頭で回収するもの
ペットボトル回収事業	大規模集合住宅を対象として週 1 回収するもの
集 団 回 収	表 2-1 で示した集団回収において、品目拡大として週 1 回収するもの

【表 2-3 白色トレイの回収方法】

区 分	回 収 方 法
商 店 街 回 収	商店街に回収スタンドを設置し、月 2 回するもの
集 団 回 収	表 2-1 で示した集団回収において、品目拡大として週 1 回収するもの

3 施設の状況

区内各施設については、表 2-4 及び表 2-5 のとおりです。

【表 2-4 区内収集運搬関連施設の整備状況】

施設名	荒川清掃事務所	南千住清掃車車庫	尾竹橋清掃作業所
所在地	町屋 5-19-1	南千住 4-1-8	町屋 7-16-21
開設年月日	昭和 22 年 4 月	平成 12 年 4 月	昭和 28 年 3 月
事業内容	収集作業全般に係る作業を行う	直営清掃車の管理を行う	不燃ごみの船舶への積替え作業を行う
敷地面積	1,854.83 m ²	1,900 m ²	3,235.85 m ²
延床面積	1,818.60 m ²	1,118 m ²	553.91 m ²

【表 2-5 区内リサイクル関連施設一覧】

施設名	荒川区 リサイクルセンター	日暮里 リサイクルハウス	町屋 リサイクルハウス	南千住 リサイクルハウス	尾久 リサイクルハウス
所在地	南千住 6-67-8	西日暮里 6-40-8	町屋 1-9-16	南千住 5-39-20	西尾久 2-28-14
設置年月	平成 9 年 5 月	平成 6 年 3 月	平成 6 年 3 月	平成 10 年 3 月	平成 9 年 11 月
事業内容	家具のリサイクル 会場、倉庫	リサイクル推進団体が集団回収によって回収した資源を、回収業者が引き取りに来るまでの間、一時的に保管する施設			
敷地面積	1,811.45 m ²	135.30 m ²	一本松グリーン ンスポット (250.86 m ²)内	300 m ²	60 m ²
延床面積	2,247.80 m ²	62.37 m ²	20.98 m ²	38.22 m ²	41.40 m ²

第3節 荒川区における清掃事業の在り方について

1 基本理念

地球温暖化が深刻化する中、毎日の生活や事業活動においても、環境への配慮を心掛けることが強く求められています。

23区特別区長会は、地球温暖化の防止を環境問題における最重要課題の一つととらえ、平成17年2月、荒川区長の呼びかけにより、「^{*13}京都議定書の発効にあたっての特別区長会共同宣言」を発表しました。その中で、ごみ減量・リサイクルの観点では、「ごみの減量、製品の再利用、資源回収を積極的に図り、環境への負荷に配慮した取組を促進し、環境と経済が両立した循環型社会を形成する」としています。

荒川区基本構想では、荒川区の将来像である「幸福実感都市あらかわ」を実現するための六つの都市像の一つとして、「環境先進都市」を掲げており、この実現に向けた取組として、『区民、事業者及び行政が一体となって、資源循環型の社会づくりを進め、限りある資源の有効活用を図っていきます。』としています。

以上のことから、本計画の基本理念を、以下のとおり定めます。

荒川区ならではの質の高い循環型社会の構築

本計画では、12年度計画で目指していた、『まずごみの発生を抑制し、次に不用品になったものを再利用し、更にリサイクルを行い、それでも排出されたごみについて処理を行っていく』という「資源型清掃事業」を発展させ、更に質の高い循環型社会を構築することを目指します。

この基本理念は、環境面における荒川区基本構想の将来像「幸福実感都市あらかわ」を実現することにもつながるものであり、荒川区ならではの質の高い循環型社会を構築するためには、環境施策とリサイクル施策の融合的推進を図り、荒川区独自の方式である集団回収（モデル事業）を推進するとともに、ごみを減らす環境に配慮した暮らし方や価値観形成を図る施策を展開することとします。

2 目標値の設定

区では、基本理念の実現に向け、5年後の平成23年度を見据えたごみ量の削減率と、ごみ量と資源量の合計に占める資源割合を示すリサイクル率の目標値を以下のとおり設定しました。

まず、ごみ量については、平成23年度に平成17年度比で20%の減量を目指します。

12年度計画では、平成23年度におけるごみ減量の目標を10年度実績に対し、22,766トン(約30%)減らすこととしていました。

12年度計画では平成23年度の人口が平成12年度比約7%の減でしたが、現在の予測人口は平成12年度比約18%の増と大きく変化しています。しかし、12年度計画時の状況と比べ、資源回収が拡大したこと、ごみの排出や資源回収に対する意識の向上により、ごみ排出量の減量に期待できることなどから、本計画では12年度計画の目標値を基本とし、少し上方修正して平成10年度実績に対する減量を約31%とする、平成17年度比20%の減量を目標値としました。

次に、リサイクル率については、20%を目指します。

リサイクル率を向上させる手段の一つは、ごみに混入している資源物をきちんと分別し、資源として回収することです。

17年度に実施した排出されたごみの内容を調査した組成調査によると、古紙やびん缶類等の資源が18.2%混入しており、仮に完全に分別回収した場合を推計するとリサイクル率は27.6%となります。ただし、混入している資源の中には他の用途で使用して汚れたもの等リサイクルできないものが含まれていることや、すべての人が完全に資源を分別することは困難であることを勘案する必要があります。

以上のことから、完全に分別回収した場合の7割を超える、20%をリサイクル率の目標値としました。

<平成23年度の目標値>

ごみ量 20%削減（平成17年度比）

平成17年度 63,862t → 平成23年度 51,089t （△12,773t）

区民一人当たりごみ量（1日当たり）に換算すると、
平成17年度 0.92kg → 平成23年度 0.70kg （△0.22kg）

リサイクル率 20%

平成17年度 15.1% → 平成23年度 20% （+4.9ポイント）

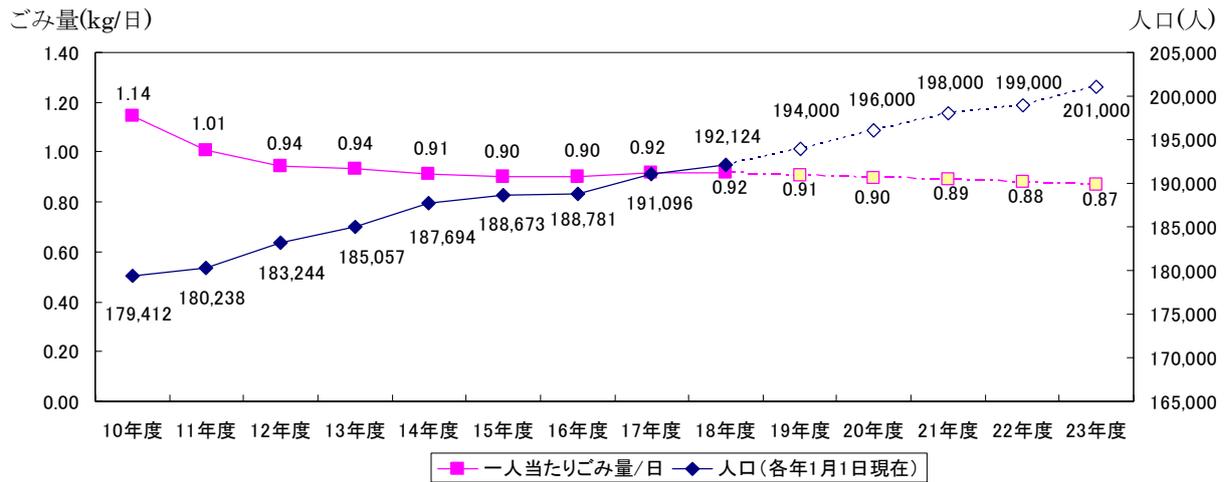
（注）リサイクル率（ごみ量と資源量の合計に占める資源割合のこと）

=資源回収量÷（ごみ量+資源回収量）×100

(1) ごみ量の将来予測と削減の目標値

平成10年度以降の年間ごみ量を、区民一人当たりのごみ量（1日当たり）に換算すると、図2-4のとおり、微減傾向にあります。平成18年度までが実績値で、実線で表示していますが、平成19年度以降は将来予測値です。

【図2-4 区民一人当たりのごみ量（1日当たり）の推移】



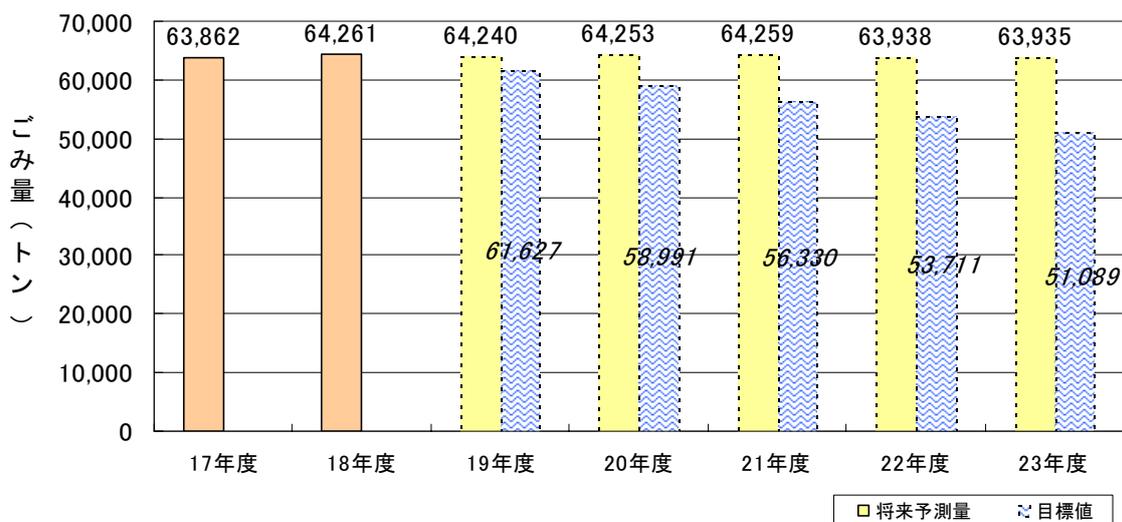
※算出方法：区民一人当たりのごみ量（1日当たり）

$$= \text{各年度のごみ量 (kg)} \div \text{年度内 1 月 1 日現在の人口総数 (人)} \div 365 \text{ 日}$$

(注)平成17年度に持込ごみ量の算定方法が変わったため、平成17年度以降のごみ量が増加しています。

図2-4の区民一人当たりのごみ量（1日当たり）に予測人口数をかけて、ごみ量の将来予測を算定し、平成23年度のごみ量を平成17年度のごみ量に比べて20%削減するに当たっての各年度のごみ量目標値と比較すると、図2-5のとおりです。

【図 2 - 5 ごみ量の将来予測と目標値】



(単位：ト)

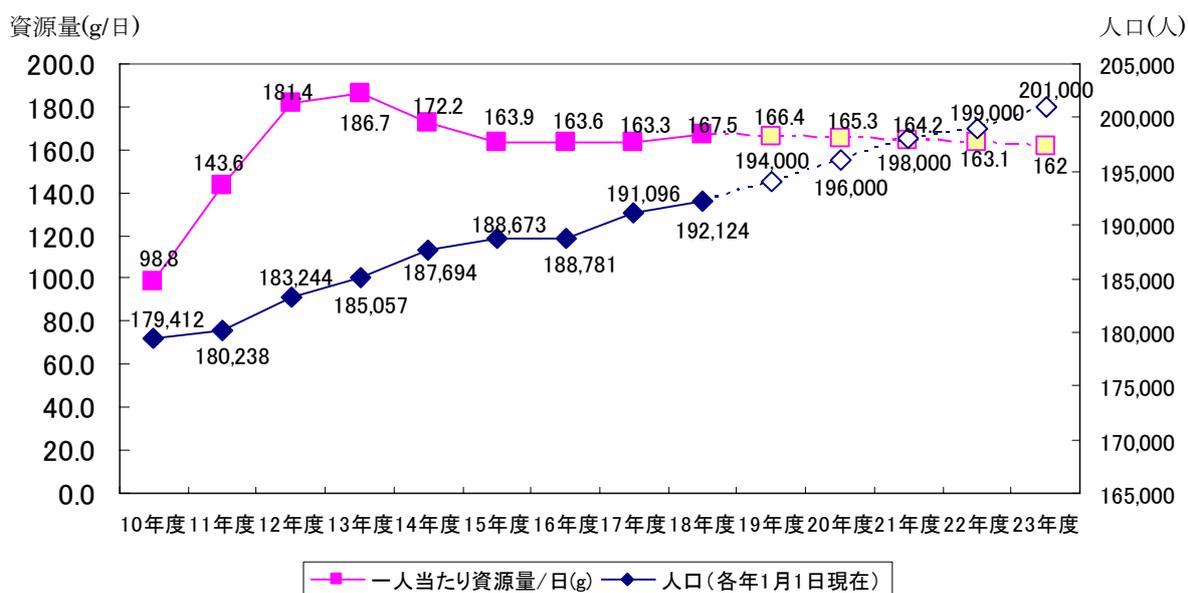
	実績		目標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
可燃ごみ	38,696	38,207	36,757	41,197	39,479	37,761	36,043
不燃ごみ	12,716	12,853	12,317	5,890	5,595	5,341	5,086
粗大ごみ	961	968	928	888	848	809	769
持込ごみ	11,489	12,233	11,625	11,016	10,408	9,800	9,191
計	63,862	64,261	61,627	58,991	56,330	53,711	51,089
17年度比増減率	—	0.6%	△3.5%	△7.6%	△11.8%	△15.9%	△20.0%

平成17年度のごみ量の実績は、区民一人当たりのごみ量（1日当たり）に置き換えると、920gでしたが、平成23年度の目標は700gとなります。これまでと同様にごみが増量した場合、5年後には約50gの増量が見込めますが、これでは目標値に届かず、更に170gのごみ増量を図ることが求められます。

(2) 資源量の将来予測とリサイクル率の目標値

平成10年度以降の年間資源量を、区民一人当たりの資源量（1日当たり）に換算すると、図2-6のとおりです。平成18年度までが実績値で、実線で表示していますが、平成19年度以降は将来予測値となります。

【図2-6 区民一人当たりの資源量（1日当たり）の推移】

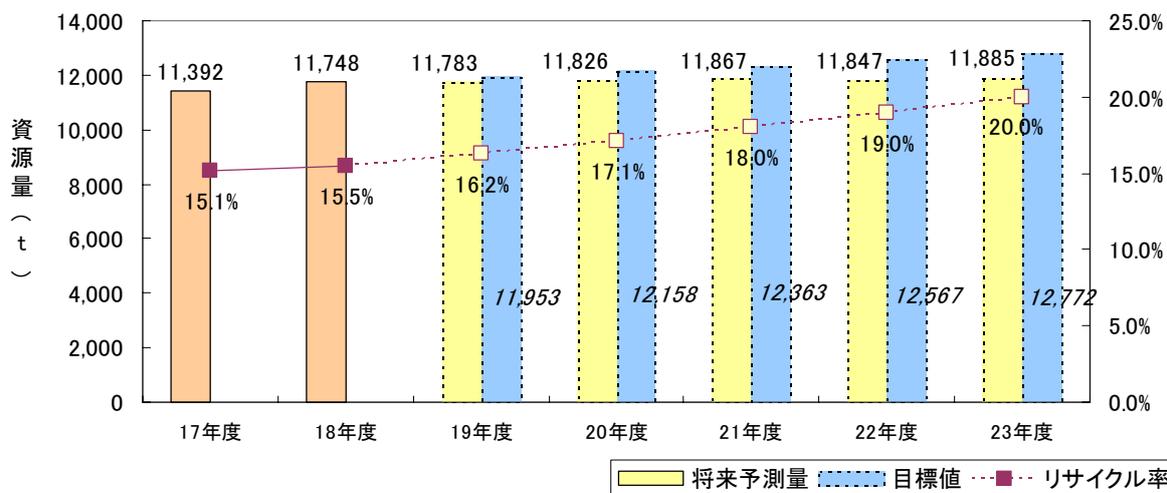


※算出方法：区民一人当たりの資源量（1日当たり）

$$= \text{各年度の資源量 (g)} \div \text{年度内1月1日現在の人口総数 (人)} \div 365 \text{ 日}$$

図2-6の区民一人当たりの資源量（1日当たり）に予測人口数をかけて資源量の将来予測を算定したものと、(1)の目標値のとおり平成23年度までにごみ量を20%削減したうえで平成23年度のリサイクル率を目標値である20%の達成するための各年度のリサイクル率目標値及び資源量を比較すると、図2-7のとおりです。

【図 2 - 7 資源量の将来予測と目標値及び目標リサイクル率】

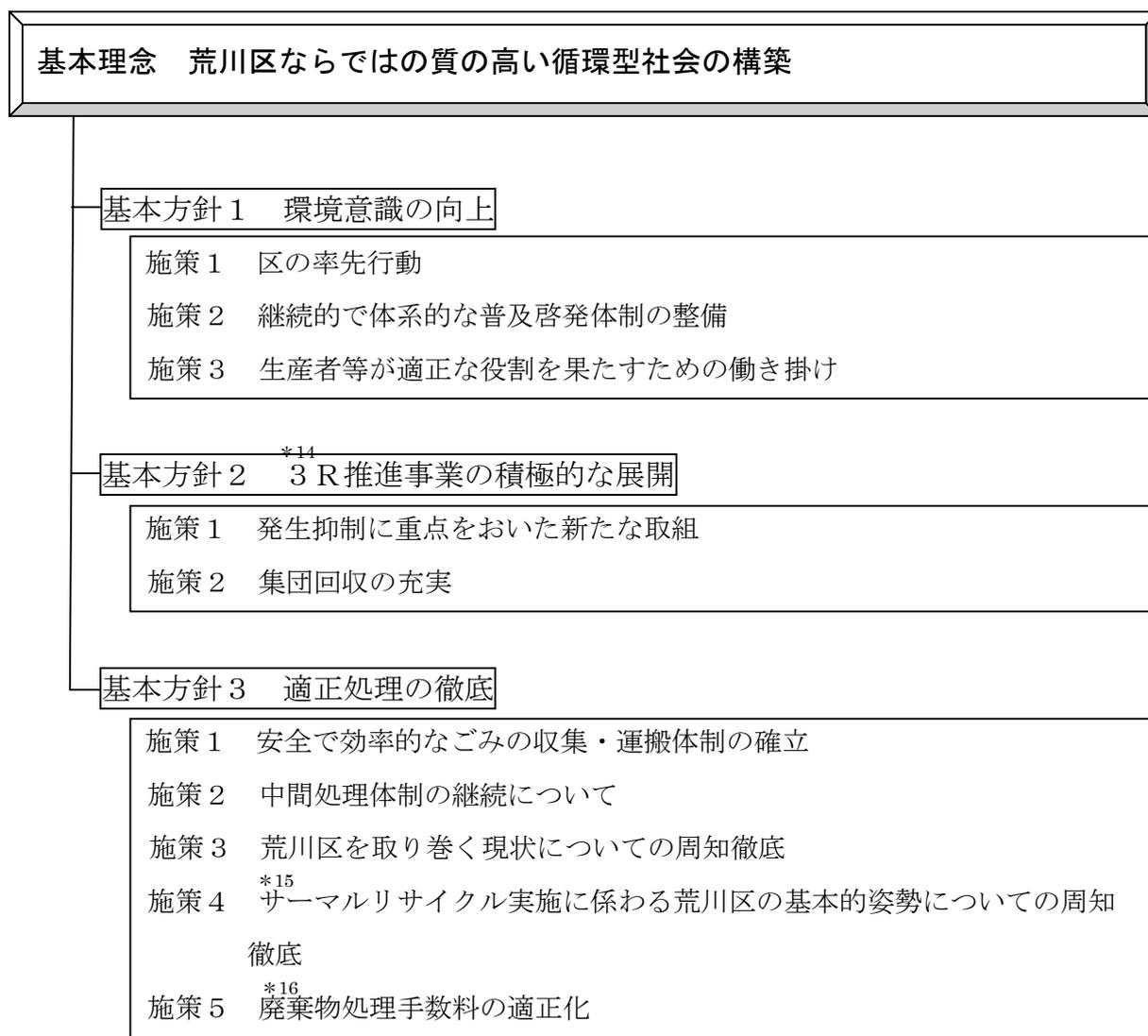


資源のリサイクル率20%を達成するためには、分別を徹底し、併せて、集団回収の品目拡大としてペットボトル・白色トレイを追加することで資源化を図っていく必要があります。

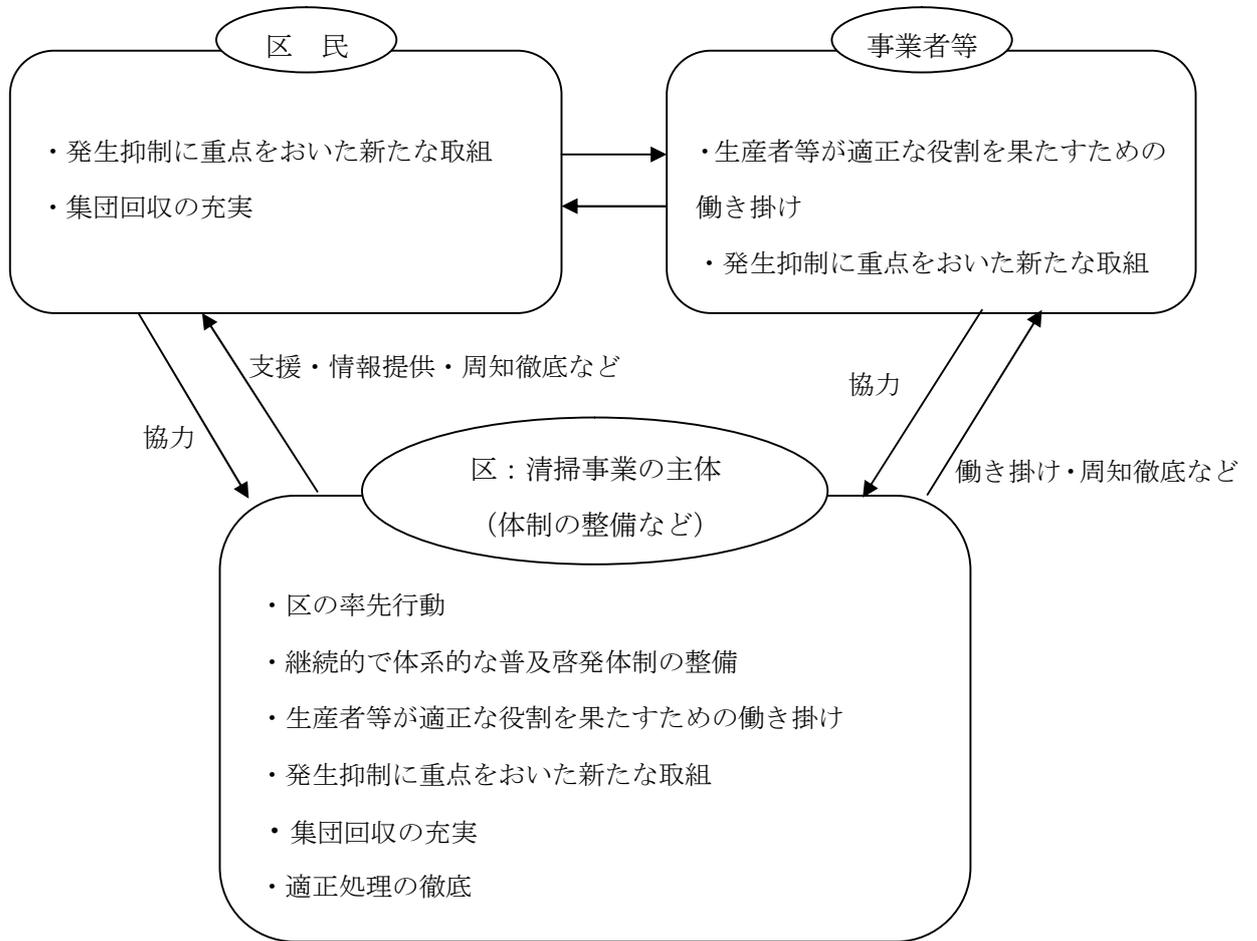
3 基本方針

「荒川区ならではの質の高い循環型社会の構築」を実現するため、以下の基本方針に基づき、目標値達成に向けた施策を展開します。

【図 2 - 8 計画の体系】



【図2-9 施策のイメージ図】



第4節 区民、事業者、区の役割 ～三つのRの更なる実践～

三つのRとは、以下のとおりです。

リデュース (Reduce)	発生抑制	減らすという意味で、すぐにごみとなるものを買わない、ごみをつくらないようにする考え
リユース (Reuse)	再利用	繰り返し使うという意味で、不用になったものを、そのまま再び使用するという考え
リサイクル (Recycle)	再資源化	不用になったものを資源として回収し、再資源化して循環させ活用させようという考え

1 区民の役割

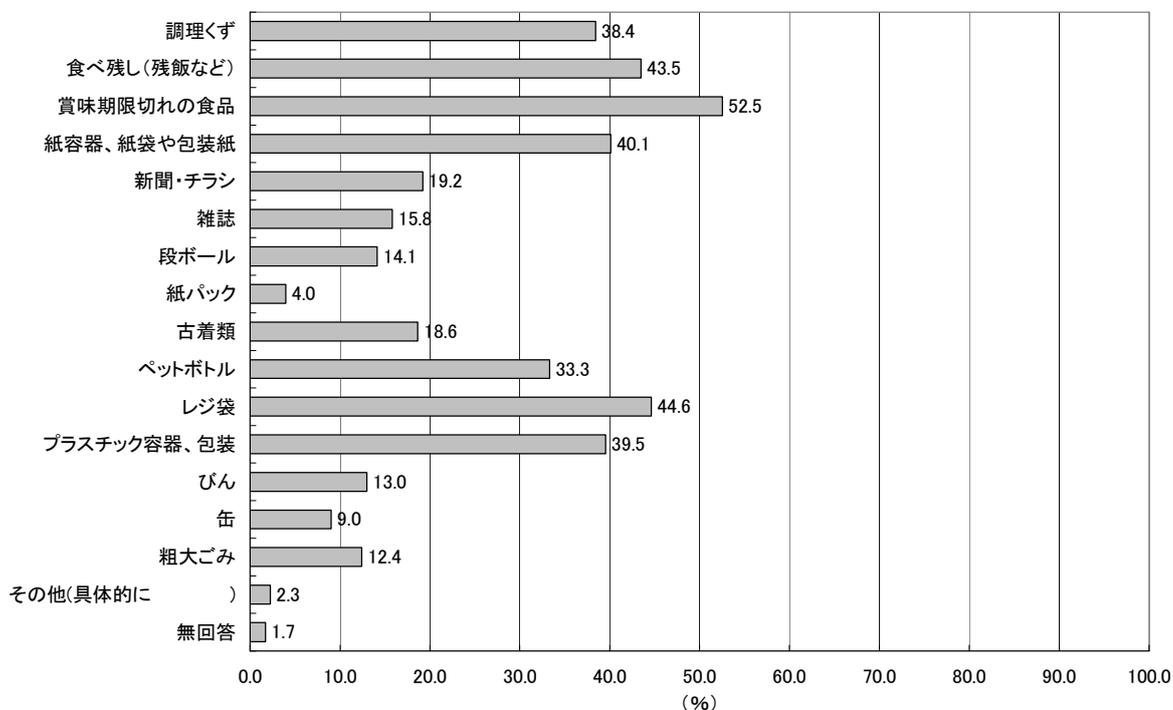
区民の役割としては、ごみをつくらない生活を心掛け、ものを繰り返し使うことや、リサイクルに積極的に参加するなど、ごみ減量、リサイクルを重視したライフスタイルを確立することがあげられます。

(1) リデュース → ごみをつくらない生活

- ① 買い物時にごみにならないもの、長く使えるものを選びます。
- ② 買い物袋（マイバッグ^{*17}）を持参し、レジ袋は受け取らないようにします。
- ③ 過剰包装を断り、不用な容器に入っている商品は買わないようにします。
- ④ エコクッキングや水切りを徹底し、生ごみとして出す量を減らします。

【図 2-10 ごみ減量化の可能性について】

平成 18 年度に行った調査によると、減量可能なごみについては、賞味期限切れの食品(52.5%)、レジ袋(44.6%)、食べ残し(43.5%)と続いています。



出典：荒川区ごみ排出原単位等実態調査（平成 19 年 1 月）

(2) リユース → ごみをつくらない生活

- ① 詰め替え可能な容器を選んで買うようにします。
- ② リターナブル容器に入った商品を買うようにします。
- ③ フリーマーケットなどの参加により、衣類、日用品等を有効に利用します。
- ④ ひろば館等に掲示してある不用品交換情報^{*18}（リサイクルひろば）等を利用して、不用となった物をできるだけ再利用します。
- ⑤ 家電製品等は、故障しても修理して使うようにします。
- ⑥ 広告の裏をメモ用紙に使うなど、少しでも利用できるものは利用するようにします。

(3) リサイクル → リサイクル活動への参加、再生品の積極的活用

- ① リサイクル推進団体が自主的に行っている集団回収に積極的に参加します。
- ② 分別を徹底し、資源はリサイクルします。
- ③ 買い物の際は、環境ラベルを参考にし、再生品を選ぶようにします。

【表 2 - 6 環境ラベルの例】

	<p>エコマーク</p> <p>環境への負荷が少ない製品に表示される。</p>		<p>グリーンマーク</p> <p>原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示す。</p>
	<p>再生紙使用マーク</p> <p>再生紙を使用した製品に表示され、数字は古紙パルプ配合率を表す。</p>		<p>PET ボトルリサイクル推奨マーク</p> <p>PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。</p>

(4) その他 (ごみ排出ルールの遵守)

ごみの排出するときは、決められた収集日に出すことはもちろん、分別の徹底を図ります。

2 事業者の役割

荒川区ならではの質の高い循環型社会の構築に当たり、製造事業者や販売事業者の責任は極めて大きいものとなります。事業者は、自らの事業活動に伴う社会的責任(CSR)を認識し、ごみになりにくい製品の開発・製造・販売や、使用後の容器包装リサイクルについても責任を持たなければなりません。このことは、荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例においても事業者の義務として規定をしています。事業者の役割としては、事業活動をするに際し、次に掲げるようなことに留意することが求められます。

(1) リデュース → ごみになりにくい製品の設計・製造・販売

- ① 長寿命の製品やリサイクルしやすい商品の設計、製造、販売を推進します。
- ② 過剰な容器、包装等(レジ袋を含む)をしないようにし、区民が適正な容器、包装等を選択できるようにします。

(2) リユース → 製品等の再使用の促進

- ① 製品等の再使用を促進します。

② リターナブル容器や詰め替え商品の普及を推進します。

(3) リサイクル → 自主回収・リサイクルの確立、再生品の利用、普及

① 自ら製造・販売した物を自主的に回収するとともに、再商品化の容易な製品の製造を推進するなど、その再資源化に努めます。

② 事業活動全般において、再生品の利用、普及に努めます。

③ 事業活動に伴って出た資源については、^{*20}荒川エコノミックリサイクルなど事業者主導のリサイクルの仕組みを活用して再資源化に努めます。

(4) その他 → 環境にやさしい素材の使用

製品がごみとなった場合に適正な処理ができるような素材を使用するとともに、消費者が分別し易い工夫をします。

3 区の役割

荒川区では、「荒川区ならではの質の高い循環型社会の構築」に向け、清掃事業の主体として、体制の整備など第5節(26ページ)で述べるような様々な取組を行っていきます。

第5節 基本方針に係る施策

基本方針1 環境意識の向上

質の高い循環型社会を構築し、ごみの減量目標を達成していくためには、区民、事業者、区がそれぞれ高い環境意識を持つように働き掛け、環境意識の向上を図ります。

施策1 区の率先行動

区は、区民への啓発を行う立場にあり、区内最大規模の事業者でもあることから、区民、事業所の模範となるよう「荒川区役所環境配慮率先行動計画」（51 ページ資料3参照）を定めるとともに、区長を本部長とした「荒川区環境先進都市推進本部」を設置し、政策決定等の迅速化を図り、組織的かつ積極的に3Rの実践を推進しています。今後も、更なるごみ減量化への取組を充実させるよう、努力していきます。

◆参考◆ 荒川区役所環境配慮率先行動計画（13年3月）

各課に推進員を配置するなど、職員に対して環境に関する意識啓発を行っています。また、省資源・リサイクルの推進については、主に、次のような具体的行動を定めています。

- ・環境配慮の視点を考慮した製品の購入の推進（グリーン購入^{*21}の推進）
- ・用紙類等の使用量の削減
- ・ペーパーレスシステムの導入
- ・水使用量の削減、節水の推進
- ・廃棄物の発生抑制
- ・再資源化の推進

施策2 継続的で体系的な普及啓発体制の整備

より質の高い循環型社会を将来にわたり継続させるため、「区民、事業者一人一人の意識、行動を変えていく」というこれまでの普及啓発事業を更に充実させていただきます。

(1) ごみ減量（三つのR）のPR

区民、事業者が三つのRの役割を果たすための意識、行動を引き出すための普及啓発を様々なかたちで行っていきます。

① ごみをつくらない生活のPR（リデュース）

- ・区民に、商品の購入等に際しては、使い捨て容器や過剰包装を避け、また、レジ袋を受け取らない等の行動を実践してもらうため、広報誌等を通じて広く呼び掛けます。
- ・事業者に対しては、簡易包装の実践や環境に配慮した製品の製造、取扱いを働き掛けます。また、商店街での買い物袋の持参を推進します。
- ・現在計画中の（仮称）エコセンター等を活用し、ごみ減量について広く区民にPRしていきます。

② 物の再使用のPR（リユース）

- ・フリーマーケットの開催、リサイクルひろば、家具のリサイクル及びリサイクル工房等を通じて、区民の物の再使用への認識を深めます。

③ リサイクルへの参加、実践（リサイクル）

- ・集団回収等への参加を区民に積極的にPRします。
- ・自分たちが分別した資源が、どのように再生されていくかといった情報を提供することで、活動を更に充実させます。
- ・事業者に対してリサイクルの仕組みへの参加を働き掛けます。

④ 再生品等の利用のPR

- ・区民に再生品やリターナブルびんなど環境に優しい商品の利用拡大を積極的にPRします。
- ・事業者に対して再生品等の取扱いを働き掛けます。

(2) 分別の徹底等のPR

ごみの適正処理の促進、街の美観やカラス対策などのため、ごみの出し方についてのPRを徹底します。

(3) 環境教育・環境学習の推進

① 将来を担う子供たちの環境やごみ減量・リサイクル意識の高揚につながる普及啓発を強化します。

そのほか、幼稚園、小・中学校で、園児・児童・生徒が主体的にリサイクル活動に参加できる環境づくりを進めます。

② 清掃・リサイクルに関する意識啓発を推進するため、清掃等関連施設の見学会を引き続き実施するほか、具体的なごみ減量の成功事例を映像等で分かりやすく紹介するなど、啓発方法を研究・検討していきます。

③ 各種講座・講演会・シンポジウム等を利用して、リサイクルの普及啓発に努めます。

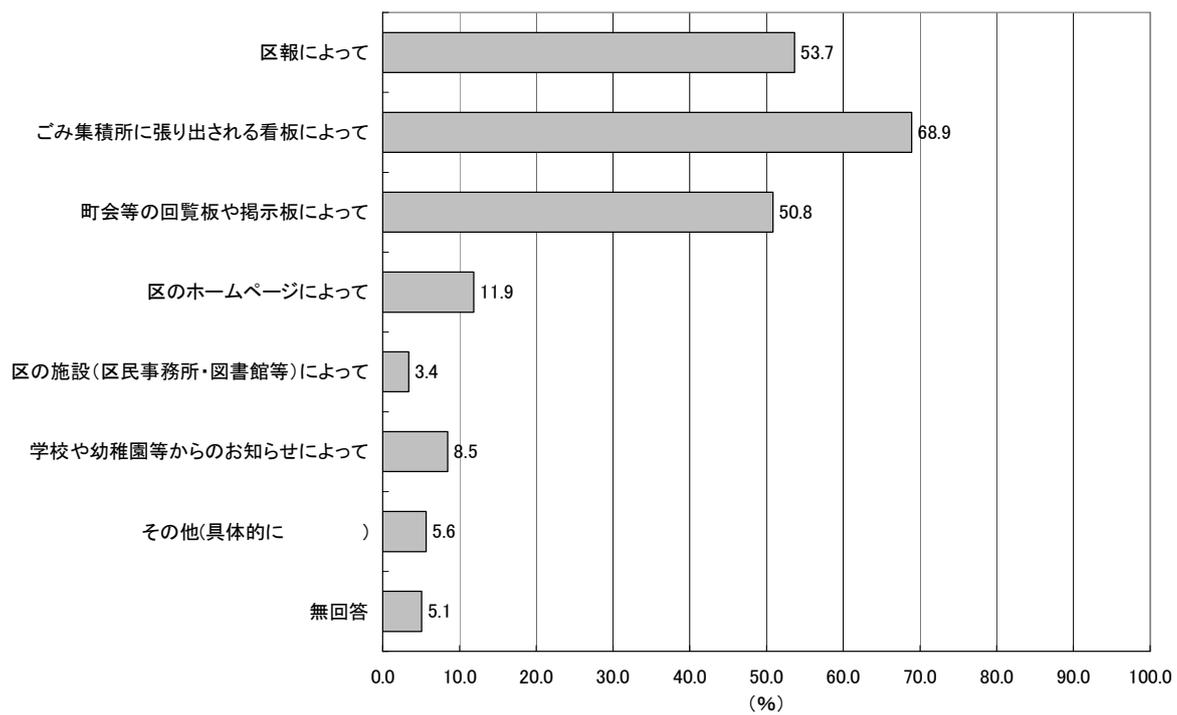
④ 町会・自治会・グループ等を対象に、清掃・リサイクルについての説明会・学習会等を開催します。

(4) 普及啓発の手段

区は、現在、主に区報や区報の特集号及びホームページによって情報提供を行っていますが、更に、ホームページに環境政策サイトを設けるなどして、リサイクルショップの紹介をしたり、区民が環境に配慮した生活をする上で役に立つ情報の提供ができるよう、検討していきます。

荒川区においては、継続的で体系的に環境学習や情報提供を行うための拠点施設として「(仮称)エコセンター」の整備を検討していますが、普及啓発においても、今後は環境施策とリサイクル施策の融合的な推進を図っていきます。

【図 2 - 1 1 情報の入手方法について】



出典：荒川区ごみ排出原単位等実態調査（平成 19 年 1 月）

施策3 生産者等が適正な役割を果たすための働き掛け

事業者に対しては、事業者責任の観点から、きちんとその責任を果たしていけるよう、働き掛けを行うとともに適切に指導・助言を行っていきます。

(1) 拡大生産者責任

平成12年に制定された循環型社会推進基本法においては、生産者が、製品の最終的な処分まで責任を持つという、「拡大生産者責任」の考えが明確に打ち出されました。

これによって、使用済み製品に係わる環境負荷低減のメカニズムが価格としてきちんと市場に組み込まれ、環境コストが正しく価格に反映されるようになるという効果があります。

ごみ減量化、リサイクル向上のためには、生産者が、生産後の製品の処理・処分についても適正に経費を負担し、責任を果たすことが必要です。このためには、生産者の環境問題への意識改革が必要であり、区の立場からも、継続的に国等へ積極的に働き掛けを行っていきます。

◆参考◆ 「拡大生産者責任」とは

製品に対する生産者の責任を、製品の使用後の段階まで拡大することにより、製品が廃棄物として排出されることの抑制や、リサイクル・適正処理を容易にするなど、製品のライフサイクル全体にわたり、効率的に使用済み製品に係わる環境負荷を減らすための方法といわれています。

(2) 事業者の適正な役割

より質の高い循環型社会においては、環境配慮の視点が重視され、製品購入に際しても、選択の基準に影響を及ぼしていくものと思われます。事業者が環境にやさしい製品を積極的に販売することに対し区民に広く紹介する等、区としてPR面での支援の検討を行います。

この他、生産者の自己処理責任の観点に加え、消費者の回収への意識付けの効果^{*22}のある、デポジット制度等の導入についても事業者^{*23}に働きかけます。

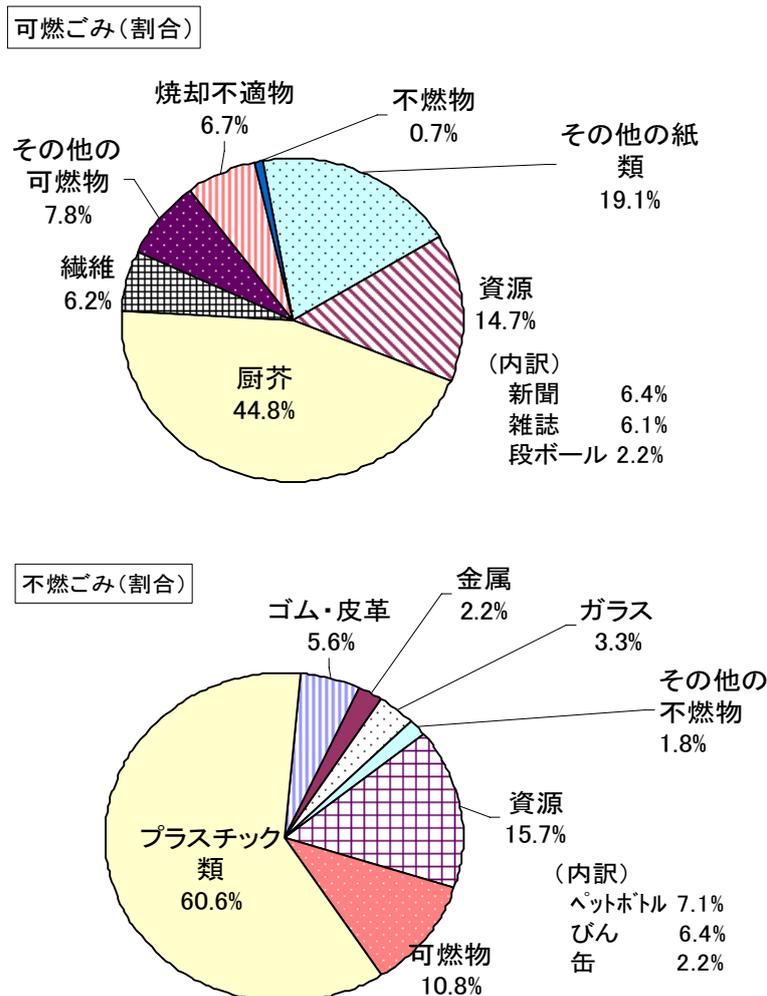
基本方針 2 3R推進事業の積極的な展開

ごみの減量目標を達成していくためには、区民、事業者、行政（区）のすべての主体が連携しながらその役割と責任に応じた行動をとることが必要です。

平成18年10月に実施したごみの組成調査によると、可燃ごみ、不燃ごみの組成はそれぞれ図2-12のとおりとなっており、可燃ごみには14.7%、不燃ごみには15.7%の資源が混入していました。今後、更に分別の徹底を図り、資源の混入率を下げっていく必要があります。

その基本となる「区民、事業者の一人一人が、まずごみの発生抑制（リデュース）の徹底をし、次に不用になったものを再利用（リユース）し、更に発生するものを資源として利用（リサイクル）する」という3Rを推進する事業の積極的な展開を図ります。

【図2-12 ごみの組成調査結果(平成18年10月現在)】



また、区では、集団回収等により回収した資源を安定的かつ円滑に再資源化できるよう、リサイクルルートの確保を図ります。

施策1 発生抑制に重点をおいた新たな取組

これまでの3R推進事業は、再生利用（リサイクル）が中心でしたが、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）に対しても、以下のような事業について、導入を検討していきます。

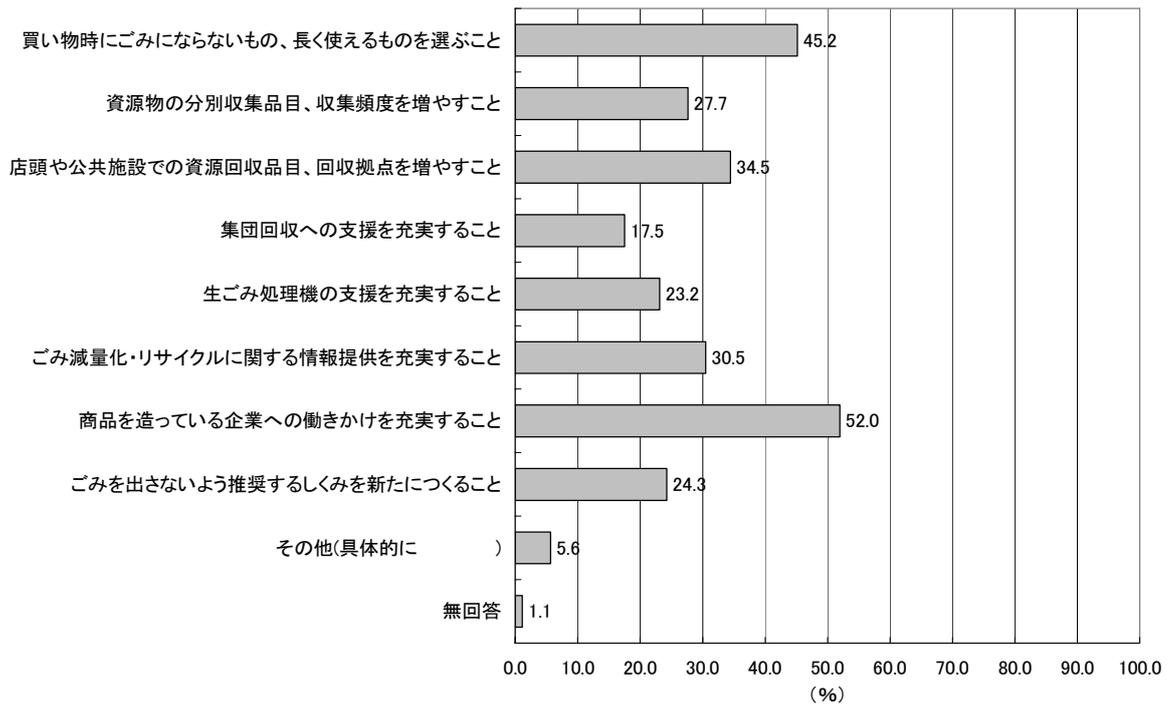
(1) レジ袋の削減への取組

- ・学校や家庭の場において、レジ袋の使用を少なくすることや、過剰包装を断ることなどについて、啓発していきます。
- ・スーパー、コンビニなど販売店に対し、不要なレジ袋を渡さないよう、協力を求めています。
- ・荒川ブランドの使いやすいマイバッグを開発するとともに、区内の店舗などに対して、これらのマイバッグ持参者への特典制度を導入するよう依頼するなど、工夫ある取組を検討します。

(2) 区民・事業者等への働き掛け

- ・町会、自治会、PTA等が自主的に取り組む集団回収を促進するため、情報の提供・資源回収業者の紹介等の支援を行います。
- ・環境部門との連携を強化しながら、環境に配慮した買い物、料理、片付けをすすめる「^{*24}エコクッキング」を推奨するなど、環境意識とごみ減量に対する意識を相乗的に高めるような取組を検討します。
- ・家庭から排出される生ごみの減量化を目指し、技術開発により実用性の面での問題が解消されつつあることから、出来上がった堆肥の活用方法に関する問題を考慮しつつ、「^{*25}生ごみ処理機」の購入に対するあっせん制度等について、導入を検討します。

【図 2 - 1 3 減量化の施策について】

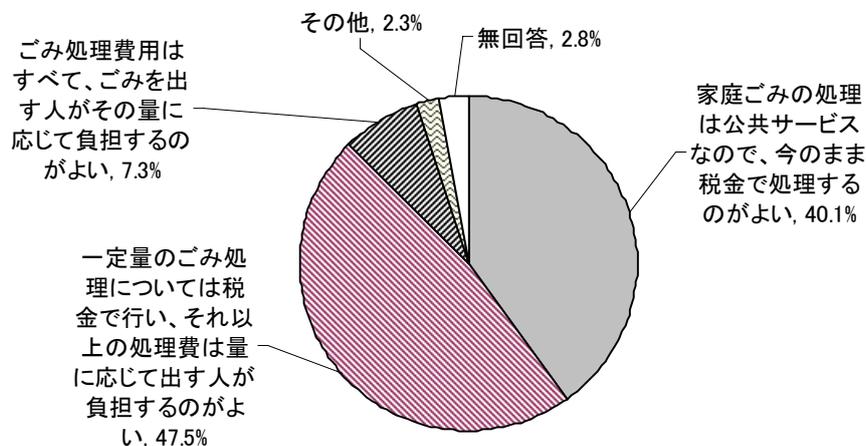


出典：荒川区ごみ排出原単位等実態調査（平成 19 年 1 月）

(3) 家庭ごみの有料化

家庭ごみの有料化は、実施した自治体において、ごみの減量化に一定の効果をあげており、ごみの減量化に対する区民の意識改革にもつながるものと考えられます。荒川区においても、ごみ処理経費などの情報を提供し、区民との合意形成を図りながら導入について検討を進めていきます。なお、実施に当たっては、可能な限りの発生抑制、再使用、再生利用を徹底して行います。

【図 2 - 1 4 有料化について】



出典：荒川区ごみ排出原単位等実態調査（平成 19 年 1 月）

(4) その他

- ・ 集団回収の品目拡大に加え、コンビニ等でのペットボトルの店頭回収については、更に店舗の拡充を図ることにより、リサイクル活動への参加の機会を広げます。
- ・ 自らが出すごみについて責任を持つ意識を醸成するような排出方法の検討を行っています。
- ・ 今後、これまでの3Rに加え、リペア（修理して使う）、リニューアブル（持続可能な利用：(例) 農作物からの燃料精製）など、新たなRの視点での取組も視野に入れていきます。

施策2 集団回収の充実

現在行っているびん、缶、古紙の資源回収を継続するとともに、回収品目の拡大等を検討・実施します。

(1) 集団回収（モデル事業）の充実

集団回収（モデル事業）は、町会が主体となった自主的な集団回収を区が支援する仕組みで、これに伴って当該地域における資源の行政回収を停止するものです。

平成19年9月現在、区内の全町会（118町会）のうち、113町会で実施しています。区では、この事業を全町会に拡大していくとともに、今後も町会との連携を保ちながら、資源回収への支援を充実させていきます。

○集団回収（モデル事業）の効果

- ・地域におけるリサイクル意識の向上
- ・分別の徹底
- ・良質な資源の回収とごみの減量
- ・資源の持ち去りの抑制
- ・地域のコミュニティーの強化
- ・資源回収コストの縮減

このほか、集団回収を更に充実させるため、以下のように取り組みます。

- ・これまでも集団回収を支えてきた区内に集積している再生資源事業者との連携を深め、区民主体の資源集団回収を区が支援するこの仕組みを更に充実させます。
- ・近年、新築マンションの増加等に伴って他の地域からの転入者が増えているため、分譲・賃貸などの実態に合わせ、転入者や家主、管理会社、管理組合等に対し、荒川区における環境・リサイクル施策の考え方や集団回収について周知する機会を設け、ごみの適正な分別・排出が地域で生活をしていく上で大切な問題であることを認識してもらいます。
- ・集団回収を更に発展させていく一つの手法として、区民に身近な商店街との協力を検討します。

- ・資源の中間処理を実施する施設として、リサイクル活動の拠点となる（仮称）リサイクルセンターの整備を検討中です。

(2) 集団回収の品目拡大

荒川区では、平成18年5月から集団回収でペットボトルと白色トレイの品目拡大を8町会で試行し、平成19年4月から本格的に開始しました。平成19年9月末現在、50町会で実施しており、区では、この事業を平成20年度を目途に、全町会等に拡大していく計画です。

このほかに回収品目を新たに増やすためには、地域における環境意識の高揚とともに、当該品目を中間処理するまでの適正な資源化ルートの確保が必要となります。したがって、今後、更なる普及啓発の推進とともに、新たな回収品目に対応可能な資源化ルートの整備についても、積極的に検討していきます。

基本方針3 適正処理の徹底

区民・事業者などによる発生抑制及びリサイクル等を経て、それでもなお排出されたごみの処理については、清掃事業の主体である区が責任を持って、これを行います。

清掃事業の実施に当たっては、下記の施策を行いながら、区は、区民・事業者に対し、適正な分別・排出に関する協力を求め、必要に応じて、ルール違反のごみについては、ごみ集積所単位で改善するよう、指導をする「ふれあい指導」^{*26}の拡充などにより、適切な指導を行っていきます。

施策1 安全で効率的なごみの収集・運搬体制の確立

区では、住民に最も身近な自治体として、安全かつ環境負荷の少ない、地域特性に合った効率的な収集・運搬体制を構築していきます。

- ・行政サービス向上と効率的な収集・運搬の観点から、粗大ごみの民間委託についての検討を進めます。
- ・狭小路地等の地域環境に配慮した収集ルートを確保するなど、効率的な清掃事業を推進していきます。
- ・高齢者に配慮した、地域に密着した収集を実施していきます。
- ・外国人に対し、外国語のリーフレットによるPRやごみの出し方の指導等を実施していきます。
- ・集積所の美化の観点から、きめ細やかなごみの出し方の指導や、カラスネットの貸し出しなどを実施していきます。
- ・事業者に対してごみ減量のための指導等を行っていきます。
 - ・製造・販売において、長期間使用可能な製品の開発、修理体制の整備
 - ・再利用の容易な製品の開発
 - ・適正包装の推進
 - ・事業用大規模建築物建設者等への再利用対象物の保管場所等の設置
 - ・資源及びごみの出し方の指導
- ・サーマルリサイクル実施に伴い、不燃ごみの量が減少することから、区内における中継所の在り方や、直営車両の減少に伴う清掃車庫の在り方などについて、検討を行います。

施策2 中間処理体制の継続

可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理については、荒川区を含めた23区で設置する東京二十三区清掃一部事務組合が管理・運営する施設で共同処理を行っています。この体制が今後も十分機能するよう、運営体制への協力を継続していきます。

◆参考◆ 東京二十三区清掃一部事務組合の設立経緯

特別区は、平成12年4月1日に、可燃ごみ、不燃・粗大ごみの中間処理及びし尿の下水道の投入について共同処理を行うため、23区を構成団体とする東京二十三区清掃一部事務組合を設立しました。

これは、都区制度改革の一環である清掃事業の移管に際し、特別区において一部事務組合を設立し、可燃ごみの中間処理、不燃・粗大ごみ、し尿の中間処理について共同で行うこととされたためです。

施策3 荒川区を取り巻く現状についての周知徹底

(1) 中間処理及び最終処分

現在、荒川区内には清掃工場がなく、可燃ごみについては、東京二十三区清掃一部事務組合が運営する近隣区の子清掃工場で焼却処理を行っています。こうしたことから、荒川区はごみの減量を一層求められる立場にあり、このような現状を区民に周知していきます。

また、中間処理された可燃・不燃・粗大ごみは、東京都が運営する最終処分場（中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場）で埋立処分を行っています。最終処分場が逼迫してきている現状を区民に十分説明し、延命化のためには、更なるごみ減量が必要であり、区民の一層の協力が欠かせないことを周知していきます。

(2) 経費

荒川区において、最近の5年間の清掃・資源リサイクル事業に要する経費は、表2-7のとおりとなっています。

ごみ処理・埋立処分経費として、23区で設立した東京二十三区清掃一部事務組合への分担金がありますが、このほとんどは、可燃・不燃・粗大ごみについて、23区で収集されるごみ量に占める荒川区内で収集されるごみ量の割合により算定されるので、ごみを減量することは、分担金の抑制にもつながります。

今後のごみの収集運搬・処分にかかる経費について情報提供を行い、ごみの減量が行政経費の削減にもつながることを理解してもらうよう努めます。

【表2-7 清掃・資源リサイクル事業に要する経費】

	14年度 (決算)	15年度 (決算)	16年度 (決算)	17年度 (決算)	18年度 (決算)
ごみ収集・運搬経費	23億 6,265万円	22億 8,204万円	21億 3,419万円	20億 9,819万円	21億 2,212万円
ごみ処理・埋立処分経費	8億 7,202万円	8億 6,887万円	8億 6,671万円	8億 7,474万円	9億 2,732万円
リサイクル事業経費	5億 437万円	4億 4,134万円	4億 3,266万円	4億 3,546万円	3億 9,045万円
歳出合計	37億 3,904万円	35億 9,225万円	34億 3,356万円	34億 839万円	34億 3,989万円

(3) その他現状

荒川区を取り巻く現状についての理解を一層深めるため、(1)(2)やその他の現状については、区報やホームページなどで、より積極的に情報提供していきます。

施策4 サーマルリサイクル実施に係わる荒川区の基本的姿勢についての周知徹底

(1) 経緯

清掃事業の主体である区にとって、最終処分場の延命化は、事業存続の根幹に係る課題となっており、このことは23区共通のものです。

現在不燃ごみとしている廃プラスチック類について、国の見解では、「まず発生抑制を、次に再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、直接埋立は行わず、熱回収を行うのが適当である」としています。また、都の見解では、「廃プラスチックは貴重な資源であり、埋立不適物である」としています。

特別区においても、最終処分場の延命化を図る観点から、体積比で不燃ごみ全体の約6割を占める家庭系廃プラスチックの持ち込み先を最終処分場から清掃工場に変更し、サーマルリサイクルとして熱回収を行うことを了承（平成17年10月特別区長会総会）しています。

(2) 荒川区の基本的姿勢

廃プラスチックの処理については、再商品化に適さないプラスチックの混入、汚れの付着など、資源化が困難な面もあり、現段階では、サーマルリサイクルによる熱回収が最も現実的な選択です。

しかしながら、サーマルリサイクルの実施にあたっては、「発生抑制、再使用、再生利用を十分行い、それでも残ったものについては熱回収を行う」ことを区の基本的姿勢とし、区民・事業者の理解を進めるとともに、ごみの減量化に対する意識が低下しないよう、区の環境・リサイクル施策や、清掃工場における廃プラスチックの焼却の安全性などについて、十分な情報提供を行っていきます。

また、今後は、資源化が可能な廃プラスチックについて検討を重ね、処理技術の動向を視野に入れ、より合理的な処理方法を検討していきます。

なお、平成20年度のサーマルリサイクル本格実施に当たり、区民にとっては、これまで慣れ親しんだ分別排出ルールの変更となることから、区民の立場に立った分かりやすい方法による周知を行っていきます。

施策5 廃棄物処理手数料の適正化

廃棄物処理手数料は、平成6年7月を最後に改定が行われておらず、廃棄物処理手数料と、実際に廃棄物を処理するのにかかる処理単価（廃棄物処理原価）が乖離している状況にあります。

区の廃棄物処理手数料の徴収については23区統一のごみ処理券方式により行っているため、23区で連携を図りながら、乖離が解消するよう、廃棄物処理手数料の改定を行います。

また、手数料改定に合わせ、事業系一般廃棄物の削減に向け、分別の徹底や区収集に出している事業者の有料ごみ処理券の添付率の向上及び自己処理への指導の強化などの対策に努めます。

【表2-8 廃棄物処理手数料】

(平成19年10月現在)

区 分		手 数 料	
区で収集する場合	家庭ごみ	1日平均10kgを超えるごみ	28.5円/kg (※32.5円/kg)
		臨時ごみ	28.5円/kg (※32.5円/kg) (粗大ごみはごみ処理券方式)
	事業系ごみ	一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物	28.5円/kg (※32.5円/kg) (ごみ処理券方式)
		臨時ごみ	28.5円/kg (※32.5円/kg)
事業者が直接持ち込む場合	中間処理施設へ持ち込む場合	12.5円/kg (※14.5円/kg) (東京二十三区一部事務組合が徴収)	
	最終処分場へ持ち込む場合	9.5円/kg	

(注) 手数料欄「(※○円/kg)」は、平成20年4月改定予定の額

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の現況

現在、荒川区における下水道普及率は、100%に達しており、生活排水のほとんどが公共下水道によって処理されています。公共下水道によらないものについては、くみ取りにより処理を行っていますが、平成19年3月現在のくみ取り便所戸数は、4戸となっています。

この他、浄化槽汚泥^{*28}、ディスポーザー汚泥^{*29}、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥^{*30}も排出されています。

【表3-1 家庭系生活排水の処理方法別人口】

(単位：人)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1 計画処理区域内人口 (注1)	173,742	175,136	175,763	177,216	177,846
2 公共下水道人口 (注2)	173,731	175,127	175,754	177,207	177,837
3 浄化槽人口	—	—	—	—	—
4 非水洗化人口 (くみ取り便所) (注3)	11	9	9	9	9

(注1) 計画処理区域内人口は、各年度4月1日現在における住民記録台帳の人口総数

(注2) 公共下水道人口＝計画区域内人口－(浄化槽人口＋非水洗化人口)

(注3) 戸数に各年度の1世帯当たりの平均人員を掛けて算定

第2節 基本方針

荒川区では、下水道整備が完了していることから、基本的にはし尿を含む生活排水の100%を公共下水道によって処理することを基本方針としています。

なお、事業活動に伴って排出される仮設便所等のし尿や、し尿混じりのビルピット汚泥等については、引き続き事業者の責任により処理を行います。

第3節 し尿処理について

1 収集・運搬

現在、荒川区の家庭から排出されるくみ取りし尿の収集運搬は、足立区との委託処理協定に基づき、足立西清掃事務所において2週間に1回、収集・運搬しています。

2 処 分

区で収集したし尿は、東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営する品川清掃作業所に搬送され、希釈された後、最終的にはほとんどが下水道放流されています。残さ（固形分）は、焼却され埋立てられています。

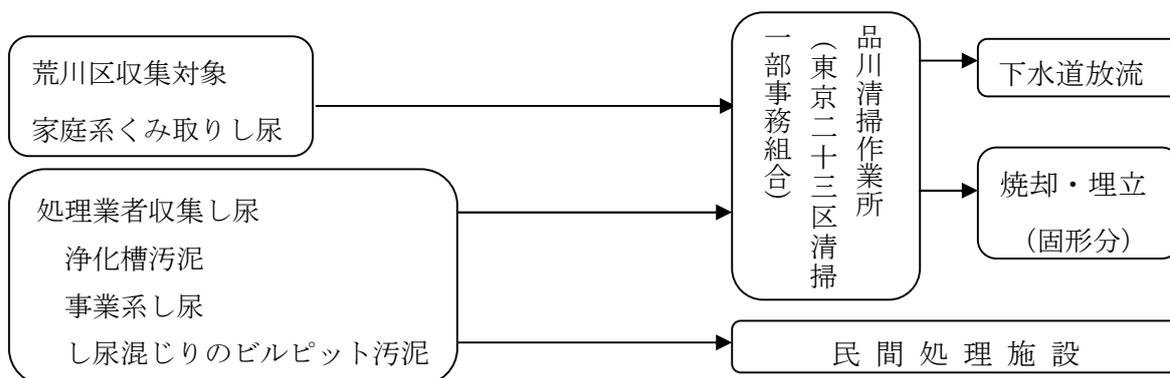
3 浄化槽汚泥等の収集・運搬、処分

浄化槽等汚泥等については、一般廃棄物収集運搬の許可業者が収集・運搬しています。処分は、東京二十三区清掃一部事務組合または一般廃棄物処分の許可業者が行っています。

【表 3 - 2 浄化槽汚泥等の収集・運搬、処分主体】

区分	説明	収集・運搬の主体	処分の主体
浄化槽汚泥 (ディスポーザー汚泥を含む)	浄化槽から発生する汚泥 (東京都下水道局に届出したディスポーザー排水処理システムから発生する汚泥を含む)	一般廃棄物収集運搬業の許可業者	東京二十三区清掃一部事務組合
事業系し尿	建設現場の仮設便所等から発生するし尿	一般廃棄物収集運搬業の許可業者	一般廃棄物処分業の許可業者
し尿混じりのビルピット汚泥	オフィスビルやホテル等の建築物に設置される地下排水槽(ピット)を清掃したときに排出される汚泥をビルピットといい、これにし尿が混ざったもの	一般廃棄物収集運搬業の許可業者	一般廃棄物処分業の許可業者
			東京二十三区清掃一部事務組合

【図 3 - 1 し尿の流れ】



資料編

構成

- 1 東京二十三区清掃一部事務組合の施設一覧
- 2 埋立処分場の移り変わり
- 3 荒川区役所環境配慮率先行動計画
- 4 用語解説
- 5 参考資料 荒川区清掃審議会答申抜粋（本文及び審議経過）

資料 1 東京二十三区清掃一部事務組合の施設一覧

(平成 19 年 1 月末現在)

清掃工場名	竣工年月	焼却能力 (t/日)	発電出力 (kW)	工場外熱供給	灰溶融炉	清掃工場名	竣工年月	焼却能力 (t/日)	発電出力 (kW)	工場外熱供給	灰溶融炉
中央	平成 13. 7	600	15, 000	●		豊島	平成 11. 6	400	7, 800	●	
港	平成 11. 1	600	22, 000			板橋	平成 14. 11	600	13, 200	●	有
北	平成 10. 3	600	11, 500	●		練馬	平成 4. 9	520	1, 500	●	
品川	平成 18. 3	600	15, 000	●	有	光が丘	昭和 58. 9	300	4, 000	●	
目黒	平成 3. 3	600	11, 000	●		墨田	平成 10. 1	600	13, 000	●	
大田第一	平成 2. 3	600	12, 000			新江東	平成 10. 9	1, 800	50, 000	●	
大田第二		420	15, 000		有	有明	平成 7. 12	400	5, 600	●	
多摩川	平成 15. 6	300	6, 400	●	有	足立	平成 17. 3	700	16, 200	●	有
千歳	平成 8. 3	600	12, 000	●		葛飾	平成 18. 12	500	13, 500	●	有
渋谷	平成 13. 7	200	4, 200			江戸川	平成 9. 1	600	12, 300	●	
杉並	昭和 57. 12	600	6, 000	●		世田谷 (建替中)	平成 19. 12 (予定)	300	6, 750 (予定)	●	有

注) 焼却能力は、現在のごみ質を焼却した能力です。

灰溶融施設名	竣工年月	規 模	
中防灰溶融施設	平成 18. 12	100t/日 × 4 炉	
不燃ごみ施設名	竣工年月	規 模	
中防不燃ごみ処理センター	第 1 プラント	昭和 61. 12	33t/h × 2 基
	第 2 プラント	平成 8. 10	48t/h × 2 基
京浜島不燃ごみ処理センター	平成 8. 11	8t/h × 4 基	
粗大ごみ施設名	竣工年月	規 模	
粗大ごみ破碎処理施設	昭和 54. 6	27t/h × 2 基	
破碎ごみ処理施設	平成 4. 7	180t/日	
し尿処理施設名	竣工年月	規 模	
品川清掃作業所(下水道投入施設)	平成 11. 1	100kl/日	

施設配置図

平成19年1月現在



凡		例	
▲ 清掃工場(可燃)	20	◆ 灰溶融施設	7
▲ 清掃工場(不燃)	1	◇ 灰溶融施設(建設中)	1
⊕ 清掃工場(建替中)	1	○ 清掃作業所(し尿)	1
◎ 不燃ごみ処理センター	2	▲ 中継所(不燃)	
× 粗大ごみ破砕処理施設 破砕ごみ処理施設	1	⊠ ごみ埋立処分場	
		⊞ 環境局中防合同庁舎 (廃棄物埋立管理事務所)	

資料2 埋立処分場の移り変わり



資料3 荒川区役所環境配慮率先行動計画

1 計画の性格

事業者である区役所が、地球温暖化防止や資源の有効活用など、具体的な行動を率先して環境配慮行動に取り組むため策定した計画。

2 策定時期

平成11年3月策定（本庁舎のみ対象）、13年3月改定（出先施設も対象）

3 計画期間

平成13年度から当初は5年間であったが、環境基本計画が改定される19年度まで計画期間を延長

4 取組項目

(1) 省エネルギーの推進

- ①電気ガスの使用量の把握・管理（使用量の報告）
- ②照明機器の管理（昼休みの消灯など）
- ③事務機器の省エネ管理（省エネ型OA機器等の導入など）
- ④空調管理（控えめな冷房や暖房、クールビズの実施など）
- ⑤エレベーターの運行管理（終業後のエレベーターの使用台数制限など）
- ⑥庁有車の適正利用・管理（効率的利用、日報での運行管理など）
- ⑦低公害車等の導入（区長車のハイブリッド車など）

(2) 省資源・リサイクルの推進

- ①環境に配慮した製品の購入推進（グリーン購入調達方針に基づく購入）
- ②用紙類等の使用量の削減（両面コピーの活用など）
- ③ペーパーレスシステムの導入（決裁の電子化）
- ④水使用量の削減・節水の推進
- ⑤廃棄物の発生抑制（ごみと資源の分別徹底、売店の買い物袋の廃止など）
- ⑥再資源化の推進（生ごみの堆肥化など）

(3) 快適な生活環境づくり

- ①汚染物質の排出抑制
- ②有害物質の適正管理（アスベストの適正処理、PCBの適正保管・処理など）

(4) 建築物の環境配慮の推進

- ①環境負荷の軽減、省資源・省エネの推進、資源の有効利用
- ②庁舎等の緑化の推進（駐車場の緑化、緑のカーテンなど）

(5) 環境意識の向上

- ①環境保全に関する職員向け情報の提供
- ②職員への意識啓発（環境に関する研修の実施など）
- ③環境負荷の自己評価

④新たな環境管理手法の導入（エコアクション21の認証取得^(注)など）

5 対象範囲

本庁舎、出先施設（学校を含む）の全ての区有施設が対象

6 取組目標

- ① 電気使用量：平成11年度比で5%以上削減
- ② 都市ガス使用量：平成11年度比で5%以上削減
- ③ 水道使用量：平成11年度比で5%以上削減
- ④ ガソリン等燃料使用量：平成11年度比で5%以上削減
- ⑤ 用紙類使用量：前年度と比べて増加しない
- ⑥ 用紙類古紙配合率：全体で70%以上
- ⑦ 廃棄物排出量：前年度と比べて増加しない
- ⑧ リサイクル率：平成11年度比で5%以上増
- ⑨ 温室効果ガス総排出量：平成11年度比で5%以上削減

7 平成18年度の達成状況（本庁舎）

対象事項	11年度数値	18年度数値	増減率	目標達成状況
① 電気使用量 (kwh/年)	1,844,616	1,675,848	-9.1%	目標達成
② 都市ガス使用量 (m ³ /年)	130,991	136,890	4.5%	未達成
③ 水道使用量 (m ³ /年)	22,240	16,899	-24.0%	目標達成
④ ガソリン等燃料使用量 (ℓ/年)	9,105	7,340	-19.4%	目標達成
⑧ リサイクル率 (%)	38.9	61.2	22.3ポイント	目標達成
⑨ 温室効果ガス総排出量 (kg-CO ₂ /年)	990,739	933,684	-5.8%	目標達成

対象事項	17年度数値	18年度数値	増減率	達成状況
⑤ 用紙類使用量 (kg/年)	211,192	182,820	-13.4%	目標達成
⑥ 用紙類古紙配合率 (%)	82.2	92.3	10.1ポイント	目標達成
⑦ 廃棄物排出量 (kg/年)	224,764	177,395	-5.8%	目標達成

(注) エコアクション21の認証取得

環境省が作成した中小事業者向けの環境マネジメントシステム（ISO14001の簡易版のようなシステム）であるエコアクション21の認証を、荒川区は全国の自治体に先がけて取得しました。（平成17年5月）

【所管】環境清掃部環境課（内線482）

資料4 用語解説

* 1 一般廃棄物処理基本計画 (P1)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という）第6条では、「市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（発生量及び処理量の見込み、排出の抑制のための方策に関する事項等）を定めなければならない」と規定されている。

* 2 一般廃棄物 (P1)

廃棄物処理法では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物の二つに分類している。「一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。具体的には主に家庭から排出される生ごみや粗大ごみやし尿、事業所から排出される産業廃棄物（法令でその事業者が処理することを義務づけられている燃え殻・汚泥・廃油・廃プラスチック類・ゴムくずなど20品目）以外の廃棄物である。

* 3 発生抑制 (リデュース) (P1)

ごみになるものを減らすこと。例えば、余分なものを買わないようにすること。

* 4 再使用 (リユース) (P1)

使い終わったものを捨てないで再び使うこと。例えば、一度使ったびんを繰り返して使うこと。

* 5 再生利用 (リサイクル) (P1)

もう一度資源として生かして使うこと。例えば、古紙などを資源回収に出したり、資源で作られた再生品などを使ったりすること。

* 6 循環型社会形成基本法 (P1)

平成12年制定。循環型社会形成に関する基本原則を規定し、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処理という処理の優先順位を明確化した。また、生産者が自らの製品について廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立した。

＊ 7 持込ごみ (P7)

区では収集せず、承認を受けた事業者などが、清掃工場や埋立処分場に直接持ち込むごみのこと。

＊ 8 マニフェスト (P8)

事業者が排出する事業系一般廃棄物の種類、量、排出場所等を記載した 4 枚の複写式伝票（一般廃棄物管理票）のことをいう。事業系一般廃棄物を持ち込むことのできる処理施設（清掃工場・東京都埋立処分場等）に、事業者又は事業者から委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者がごみを持ち込む際には、その量等を記載したマニフェストの提出が義務付けられている。なお、マニフェスト適用対象となる事業者は、事業系一般廃棄物を 1 日平均 100 キログラム以上排出する事業者及び事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者である。

＊ 9 集団回収（モデル事業）(P8)

資源の回収に関し、町会が主体となった自主的な集団回収を区が支援する仕組み。これに伴って、当該地域における行政の資源回収を停止する。

＊ 10 集団回収 (P8)

町会、管理組合、自治会、PTA、高年者クラブなどが、自主的に資源を回収し、直接、資源回収業者に引き渡す方法

＊ 11 中間処理 (P9)

廃棄物を減量（減容）化したり、再資源化を行うこと。

＊ 12 熔融スラグ (P9)

ごみを焼却した後に発生した焼却灰等の灰を、1,200 度以上の高温で熔融し、急速に冷却したガラス状のもの。熔融処理をすることで、容積が灰の 2 分の 1 なる。また、ダイオキシン類も分解されており、建設資材等として有効に利用できる。

＊ 13 京都議定書 (P13)

気候変動枠組条約に基づき、1997 年 12 月に地球温暖化防止京都会議で議決した議定書。1990 年を基準に 2008 年から 2012 年までの期間中に、温室効果ガスの削減率を各国別に定めており、日本は 6% の削減を目標としている。

* 1 4 3 R (P20)

循環型社会の実現に向けた、ごみを減らすための具体的行動を表すもの。発生抑制 (Reduce : リデュース)、再使用 (Reuse : リユース)、再生利用 (Recycle : リサイクル) の頭文字をとって、3 Rとしている。

* 1 5 サーマルリサイクル (P20)

廃プラスチックを燃焼させることによりエネルギーを回収する方法。熱回収。回収されたエネルギーは、発電や冷暖房及び温水などの熱源として利用する。

* 1 6 廃棄物処理手数料 (P20)

区に廃棄物を排出する時などにかかる手数料

* 1 7 マイバッグ (P22)

買い物の時、レジ袋を使う代わりに買った物を入れる、環境にやさしいバッグのこと。

* 1 8 リサイクルひろば (P23)

家庭にある不用品を有効利用するための情報を区が一覧表にし、ひろば館等区の施設に掲示する事業。区は仲介のみで、品物のやりとりは区民同士が行う。

* 1 9 環境ラベル (P23)

環境負荷の少ない物品・サービスであることを示すラベル

* 2 0 荒川エコノミックリサイクル (P25)

荒川エコノミックリサイクル実行委員会が運営指示している、中小企業を対象とした「事業所から出される紙ごみ」のリサイクルシステム

* 2 1 グリーン購入 (P26)

環境にやさしい物品・サービスを選んで、優先的に購入すること。

* 2 2 自己処理責任 (P30)

事業者が、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理すること。

* 2 3 デポジット制度 (P30)

商品を売る際に価格に一定の上乗せをし、消費者がその容器等を返却する時に、その上乗せ額が払い戻される制度

* 2 4 エコクッキング (P32)

ガスや水をなるべく使わず、また、野菜くず等廃棄物をできるだけ出さないようにした料理方法

* 2 5 生ごみ処理機 (P32)

食品残さなどの生ごみを減量したり、堆肥化する機器のこと。処理槽内で微生物によって生ごみを分解するものや、電気による温風等で生ごみを乾燥させ大幅に減量させるものなどがある。ここでは、堆肥化する機器を指す。

* 2 6 ふれあい指導 (P37)

ごみの排出ルールなどが守られない問題のある集積所について、その地域の区民の方と話し合いながら、ごみの適正な排出の推進や集積所の美化などに取り組む適正なごみの出し方の指導のこと。

* 2 7 ごみ処理券方式 (P42)

廃棄物処理手数料を、ごみ処理券（有料ごみ処理券、有料粗大ごみ処理券）を購入して添付することにより徴収する方式

* 2 8 浄化槽汚泥 (P43)

浄化槽から発生する汚泥

* 2 9 ディスポーザー汚泥 (P43)

東京都下水道局に届出したディスポーザー排水処理システムから発生する汚泥

* 3 0 し尿混じりのビルピット汚泥 (P43)

オフィスビルやホテル等の建築物に設置される地下排水槽（ピット）を清掃したときに排出される汚泥をビルピットといい、これにし尿が混ざったもの。

資料5 参考資料 荒川区清掃審議会答申抜粋（本文及び審議経過）

荒川区一般廃棄物処理基本計画の改定に関する
基本的な考え方について
（答申）

平成19年3月

荒川区清掃審議会

目 次

はじめに	59 ページ
第 1 章 計画の改定について	60 ページ
第 1 節 計画改定の趣旨	60 ページ
第 2 節 計画の位置付け	60 ページ
第 3 節 計画の期間	60 ページ
第 2 章 基本理念	61 ページ
第 3 章 ごみの減量化・リサイクル率の目標値の設定と実現のための基本方針	61 ページ
第 1 節 目標値の設定	61 ページ
第 2 節 基本方針	62 ページ
第 4 章 基本方針達成に向けた施策	63 ページ
基本方針 1 環境意識の向上	63 ページ
施策① 区の率先行動	63 ページ
施策② 継続的で体系的な普及啓発体制の整備	63 ページ
施策③ 生産者等が適正な役割を果たすための働きかけ	64 ページ
基本方針 2 3R 推進事業の積極的な展開	65 ページ
施策① 発生抑制に重点をおいた新たな取組み	65 ページ
施策② 集団回収モデル事業の充実	66 ページ
基本方針 3 適正処理の徹底	67 ページ
施策① 安全で効率的なごみの収集・運搬体制の確立	67 ページ
施策② 中間処理体制の継続について	68 ページ
施策③ 荒川区を取り巻く現状についての周知徹底	68 ページ
施策④ サーマルリサイクル実施にかかわる荒川区の基本的姿勢 についての周知徹底	68 ページ
施策⑤ 廃棄物処理手数料の適正化	69 ページ
あしがき	69 ページ
○付属資料（荒川区清掃審議会の審議経過）	70 ページ

はじめに

荒川区では、平成12年度に清掃事業が東京都から23区に移管されることを踏まえ、平成12年3月に「荒川区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）等に取り組んできました。

この計画には、荒川区における清掃事業の目指すべき考え方や将来のごみ量予測などが示されており、区の清掃事業の指標となっています。

しかしながら、計画策定から6年が経過したこともあり、その後の国等の動向、社会経済情勢の変化、清掃事業の課題等を踏まえ、荒川区では、本年度、計画改定を予定しています。

改定にあたり、平成18年7月に荒川区から荒川区清掃審議会に対して、「荒川区一般廃棄物処理基本計画の改定に関する基本的な考え方について」が諮問され、審議会ではこれを受けて検討を行ってまいりました。

諮問において審議を求められた事項は、以下の3つです。

- (1) さらなる発生抑制
- (2) リサイクルの推進
- (3) 適正処理の徹底

地球温暖化防止をはじめとする環境問題の解決を図り、かけがえのない地球を次代に確実に引き継ぐためには、環境にやさしい持続可能な循環型社会を構築することが必要です。

持続可能な循環型社会の実現には、地域における環境問題やごみ問題への取組みが何よりも重要であり、区は、ごみの発生抑制やリサイクル活動を中心とした施策を、明確な目標と強い問題意識を持って推進することが大切であると考えます。

第1章 計画の改定について

第1節 計画改定の趣旨

現計画では、「資源循環型清掃事業」を基本理念に、平成12年度から平成23年度までの12年間を期間とし、平成10年度のごみ量に比べ、平成23年度には30%の減量を目指して、計画に基づく取組みが行われました。ごみ排出量については、平成元年度をピークに減少を続け、平成13年度には前年度に対して若干の増となったものの、その後も減少を続けています。しかし、実績量が計画見込量を上回っている状況にあり、乖離が生じています。

現在、計画策定から6年間の経過し、集合住宅の建設などにより、荒川区の人口は約8500人増加するとともに、景気も緩やかな回復基調に向かうなど、社会経済状況は大きく変化しています。

国においては、廃棄物や資源に関する基本的枠組みを定める「循環型社会形成推進基本法（平成12年6月）」や各種リサイクル法が制定され、リサイクルが環境問題を解決する手段として明確に位置付けられました。

東京都も、廃棄物行政の基本的な方向を示す「東京都廃棄物処理計画」を改定し（平成18年9月）、「循環型社会への変革」という理念のもと、発生抑制・リサイクル推進などを柱とする施策を打ち出しました。

23区は、平成20年度から、サーマルリサイクルの本格実施を計画しており、23区の清掃事業を取り巻く状況も新たな局面を迎えています。

こうした状況の変化を踏まえ、荒川区では、一般廃棄物処理基本計画を改定することとしています。

第2節 計画の位置付け

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、長期的な視点に立った区における一般廃棄物処理の基本的事項を定めた計画です。

第3節 計画の期間

この計画の計画期間は、平成19年度から平成23年度までの5年が適当と考えます。

計画期間を5年としたのは、環境問題、リサイクルの問題を取り巻く状況が迅速に変化し続けている状況を考慮したことによります。

なお、この期間に、社会・経済情勢の大きな変化があった場合は計画を見直す必要があります。

第2章 基本理念

荒川区ならではの質の高い循環型社会の構築

地球温暖化が深刻化する中、毎日の生活や事業活動においても、環境への配慮を心がけることが強く求められています。

23区特別区長会は、地球温暖化の防止を環境問題における最重要課題ととらえ、平成17年2月、荒川区長の呼びかけにより、「京都議定書の発効にあたっての特別区長会共同宣言」を發表しました。その中で、ごみ減量・リサイクルの観点では、「ごみの減量、製品の再利用、資源回収を積極的に図り、環境への負荷に配慮した取組みを促進し、環境と経済が両立した循環型社会を形成する」としています。

また、新たに策定された荒川区基本構想（平成19年3月14日議決）においては、荒川区の6つの都市像の一つとして、「環境先進都市」を掲げています。また、環境先進都市の実現に向けた取組みとして、『区民、事業者及び行政が一体となって、資源循環型社会づくりを進め、限りある資源の有効活用を推進していきます。』としています。荒川区一般廃棄物処理基本計画の基本理念は、荒川区基本構想の将来像「幸福実感都市あらかわ」を実現することにもつながるものです。

荒川区ならではの質の高い循環型社会を構築するためには、環境施策とリサイクル施策の融合的推進を図り、荒川区独自の方式である集団回収モデル事業の推進とともに、まずはごみを出さないような環境に配慮した暮らし方や価値観形成を図ることが必要です。

第3章 ごみの減量化・リサイクル率の目標値の設定と実現のための基本方針

第1節 目標値の設定

基本理念の実現に向け、荒川区では、5年後の平成23年度を見据えたごみ減量化とリサイクル率の目標値を設定する必要があります。

○ごみ減量化の目標値

ごみ量を20%削減する（平成17年度のごみ量に対して）。

ごみ減量への取組みを区民1人あたりに置き換えると次のとおりになります。

区民1人が1日に排出するごみ量については、平成12年度と平成17年度を比較すると、959gから880gへと約79gの減量化が図られました。

今後、ごみ量を20%削減するには、さらなる180gの減量が必要となり、区民

1人が1日に排出するごみ量を約700gに抑えることが求められます。

これまでのごみ減量傾向を保てれば、5年後において約80gのごみ減量が見込めますが、これでは目標値に届かず、さらに100gのごみ減量（1年単位では、区民1人あたり1日36gの減量）を図る必要があります。

区では、目標値の達成に向け、新たな施策の展開を検討する必要があります。

* 36g（重量ベース）⇒ 卵約1個分、又はスーパーのレジ袋（大）4～5枚分

○リサイクル率の目標値

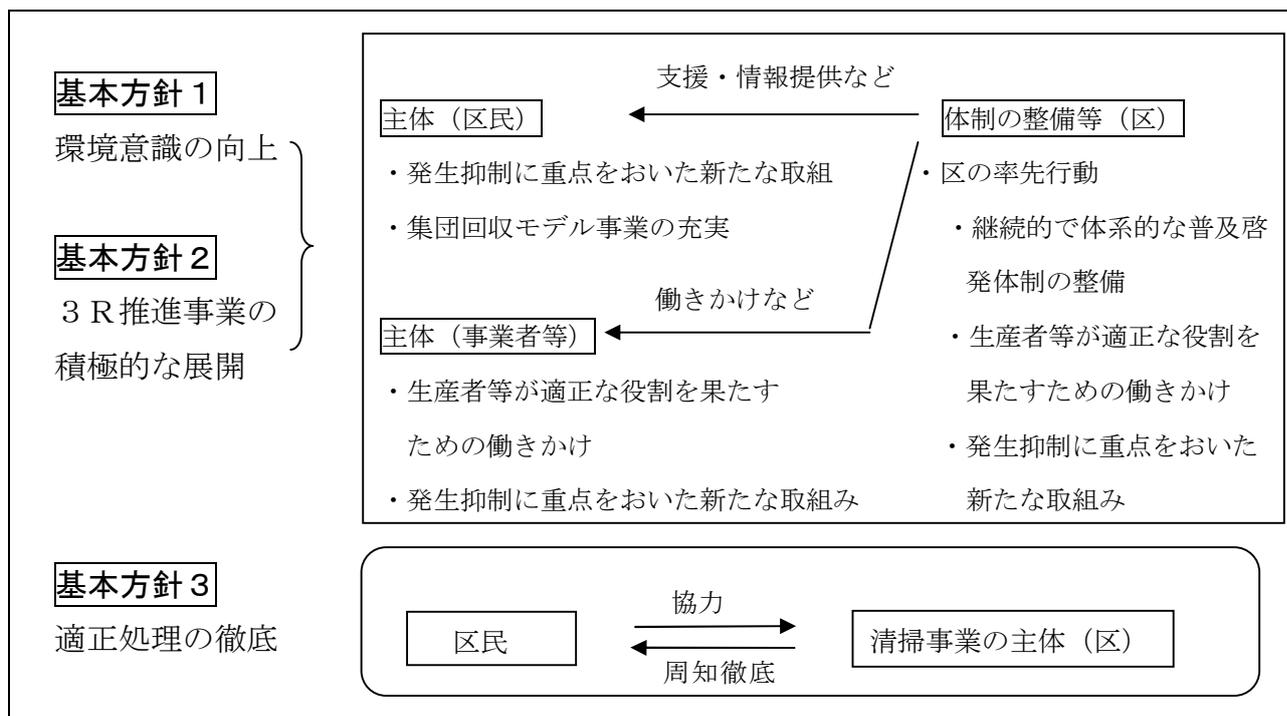
リサイクル率を20%にする。

ごみ量を20%削減し、併せて、集団回収モデル事業の品目拡大として、新たに白色トレイ・ペットボトルを追加することで、1年ごとに約700トンの資源化を図ることにより、現在の約15.7%のリサイクル率を、平成23年度には、目標値である20%の達成が可能になるものと考えられます。

（注） リサイクル率＝資源回収量÷ {ごみ量+資源回収量} × 100

第2節 基本方針

「京都議定書の発効にあたっての特別区長会共同宣言」で示された方針の一つである、「ごみの減量、製品の再利用、資源回収を積極的に図り、環境への負荷に配慮した取組みを促進し、環境と経済が両立した循環型社会を形成する」という考え方を踏まえ、以下の基本方針に基づき、目標値達成に向けた施策を展開すべきです。



第4章 基本方針達成に向けた施策

基本方針1 環境意識の向上

施策①

区の率先行動

荒川区は、区民への啓発を行う立場にあり、また、区内最大規模の事業者でもあることから、区民、事業所の模範となるよう、3Rの実践に向け、率先行動を進めていく責務があります。

荒川区では、荒川区役所環境配慮率先行動計画により、各課に推進員を配置するなど、職員に対して環境に関する意識啓発を行っています。また、省資源・リサイクルの推進については、主に、以下のような具体的行動を定めています。

- 環境配慮の視点を考慮した製品の購入の推進（グリーン購入の推進）
- 用紙類等の使用量の削減
- ペーパーレスシステムの導入
- 水使用量の削減、節水の推進
- 廃棄物の発生抑制
- 再資源化の推進

今後は、改定を予定している荒川区役所環境配慮率先行動計画において、さらなるごみ減量化への取組みを充実させ、区民、事業者への良い見本を提示できるよう、努力する必要があります。

施策②

継続的で体系的な普及啓発体制の整備

より質の高い循環型社会を将来にわたり継続させるためには、これまでの普及啓発事業をさらに充実させるとともに、特に、将来を担う子供たちの環境意識の高揚につながる普及啓発を強化する必要があります。

啓発にあたっては、具体的なごみ減量の成功事例を映像等でわかりやすく紹介するなど、方法を工夫していく必要があります。

荒川区は、区民によるリサイクル活動が盛んですが、自分たちが分別した資源が、どのように再生されていくかといった情報を提供することで、活動をさらに充実させることが可能です。

また、区はホームページに環境政策サイトを設けるなどして、リサイクルショップの紹介をはじめ、区民が環境に配慮した生活をするうえで役に立つ情報の提供に努める必要があります。

荒川区においては、継続的で体系的に環境学習や情報提供を行うための拠点施設として「(仮称) エコセンター」の整備を検討していますが、普及啓発においても、今後は環境施策とリサイクル施策の融合的な推進を図る必要があります。

施策③

生産者等が適正な役割を果たすための働きかけ

平成12年に制定された循環型社会推進基本法においては、生産者が、製品の最終的な処分まで責任を持つという、「拡大生産者責任」の考えが明確に打ち出されています。

「拡大生産者責任」は、製品に対する生産者の責任を、製品の使用後の段階まで拡大することにより、製品が廃棄物として排出されることの抑制や、リサイクル・適正処理を容易にするなど、製品のライフサイクル全体にわたり、効率的に使用済み製品に係わる環境負荷を減らすための手法といわれています。それによって、使用済み製品に係わる環境負荷低減のメカニズムが価格としてきちんと市場に組み込まれ、環境コストが正しく価格に反映されるようになるという効果も期待できます。また、このことは、道路、公園、空き地などへの不法投棄の問題の解決にもつながるものと考えられます。

しかしながら、現状では、製品のリサイクルを例にとると、生産者に比べ、自治体の経費負担が大きく、バランスを欠いた状況になっています。

ごみ減量化、リサイクル向上のためには、生産者が、生産後の製品の処理・処分についても経費を負担し、責任を果たすことが必要です。そのためには、生産者の環境問題への意識改革が必要であり、区の立場からも、継続的に国等へ積極的に働きかけを行っていく必要があります。

また、区内経済を支えている事業者の循環型社会への理解は、環境と経済の両立にも深く関わる重要な課題です。

より質の高い循環型社会においては、環境配慮の視点が重視され、製品購入に際しても、選択の基準に影響を及ぼしていくものと思われます。時代の流れを先取りし、事業者が環境にやさしい製品を積極的に販売することに対し区民に積極的に紹介する等、区としてPR面での支援を行うなど、事業者にとってもメリットが生じるような対策が必要です。

この他、生産者の自己処理責任の観点に加え、消費者の回収への意識づけの効果のある、デポジット制度等の導入についても検討を行う必要があります。

基本方針2 3R推進事業の積極的な展開

施策①

発生抑制に重点をおいた新たな取組み

これまでの3R推進事業は、再生利用（リサイクル）が中心でしたが、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）に対しても、以下のような事業について、導入を検討する必要があります。

- スーパーなどのレジ袋の使用を少なくすることや、過剰包装を断ることなどについて、学校や家庭の場において、啓発していく必要があります。

また、スーパー、コンビニなど販売店に対しても、不要なレジ袋を渡さないよう、協力を求めていくことも必要です。

- レジ袋の削減を目指し、荒川ブランドの使いやすいマイバッグを開発するとともに、区内の店舗などに対して、これらのマイバッグ持参者への特典制度を導入するよう依頼するなど、工夫ある取組みを検討する必要があります。
- 家庭から排出される生ごみの減量化を目指し、技術開発により実用性の面での問題が解消されつつあることから、出来上がった堆肥の活用方法に関する問題を考慮しつつ、「生ごみ処理機」の購入に対する助成制度・斡旋制度について、導入を検討する必要があります。また、環境部門との連携を強化しながら、環境に気をつけて買い物、料理、片付けをする「エコクッキング」を推奨するなど、環境意識とごみ減量に対する意識を相乗的に高めるような取組みを検討することが必要です。
- ごみ減量化の手段の一つである家庭ごみの有料化は、実施した自治体において、ごみの減量化に一定の効果をあげています。家庭ごみの有料化は、ごみの減量化に対する区民の意識改革にもつながるものと考えられます。荒川区においても、ごみ処理経費などの情報を提供し、区民との合意形成を図りながら導入について検討を進めていくことが必要です。なお、実施にあたっては、可能な限りの発生抑制、再使用、再生利用を徹底して行うことが求められます。
- この他、ごみ袋への氏名・部屋番号の記載など、自らが出すごみについて責任を持つ意識を醸成するような排出方法の検討を行っていくことも必要です。なお、今後は、これまでの3Rに加え、リペア（修理して使う）、リニューアブル（持続可能な利用：（例）農作物からの燃料精製）など、新たなRの視点での取組みも視野に入れていくことが求められます。

施策②

集団回収モデル事業の充実

集団回収モデル事業は、これまでのような清掃事業の延長線上にある区主体のリサイクル事業とは異なり、町会・自治会が主体となった自主的な集団回収を区が支援する仕組みで、これに伴って当該地域における資源の行政回収を停止するものです。

区の計画では、平成18年度末までに区内の全町会（117町会）に拡大する計画になっています（平成19年2月末現在、97町会で実施済）。

他の自治体ではこのような集団回収の仕組みが区内全域に及んだ例は見られないことから、まさに荒川区ならではの区民と区が一体的に取り組んでいる事業といえます。この事業がもたらす効果として、地域におけるリサイクル意識の向上とともに、分別の徹底にもつながり、さらには、資源の持ち去りの抑制や地域のコミュニティーの強化が図られ、ひいては、資源回収コストの縮減も図ることができます。

この集団回収モデル事業を支えているのが、荒川区独自の地域特性といえます。

下町特有の路地裏の狭小道路や住宅の密集した街並みは、災害に弱い一面を持つ一方、人間味あふれる下町人情が、区民の連帯の絆を強いものとし、日常生活において、相互扶助の仕組みが成り立っています。

また、荒川区は、他に例を見ないほど、町会組織が地域に根づいており、地域運営の重要な担い手となっています。区は、今後も町会との連携を保ちながら、資源回収への支援を充実させていく必要があります。

さらに、荒川区には、再生資源業者が集積しており、これまでも、集団回収を支えてきた実績があります。

荒川区ならではのより質の高い循環型社会を構築するためには、区内の再生資源業者との連携を深め、区民主体の資源回収を区が支援するこの仕組みをさらに充実していく必要があります。

なお、今後、集団回収をさらに発展させていく一つの手法として、区民に身近な商店街との協力を模索することも有益と考えられます。このことは、商店街と町会が協力し合うことによる相互の組織の活性化にもつながります。

集団回収モデル事業における回収品目については、平成19年度に、ペットボトルと白色トレイの2品目の追加が予定されており、これに先立ち、8町会において、当該2品目の試験的回収が行われています。

回収品目を新たに増やすためには、地域における環境意識の高揚とともに、当該品目を中間処理するまでの適正な資源化ルートの確保が必要となります。し

たがって、今後、区に求められる役割は、さらなる普及啓発の推進とともに、新たな回収品目に対応可能な資源化ルートの整備についても、積極的に検討することです。

荒川区においては、資源の中間処理を実施する施設として、リサイクル活動の拠点となる（仮称）リサイクルセンターの整備を検討しており、当該施設の活用により、区内の集団回収を一層推進していく必要があります。

また、荒川区は、近年、新築マンション増加に伴い、他の地域からの転入者が増えています。そこで、ごみの適正な分別・排出が地域で生活をしていくうえで大切な問題であることを認識してもらうため、区は、分譲・賃貸などの実態に合わせ、転入者や家主、管理会社、管理組合等に対し、荒川区における環境・リサイクル施策の考え方や集団回収モデル事業について周知する機会を設けることも必要です。

基本方針3 適正処理の徹底

区民・事業者などによる発生抑制及びリサイクル等を経て、それでもなお排出されたごみの処理については、清掃事業の主体である区が責任を持って、これを行う必要があります。

清掃事業の実施にあたっては、区は、区民・事業者に対し、適正な分別・排出に関する協力を求め、必要に応じて、「ふれあい指導」の拡充などにより、適切な指導を行う必要があります。このような区民・事業者の協力のもと、区は清掃事業を以下のとおり実施すべきと考えます。

施策①

安全で効率的なごみの収集・運搬体制の確立

区民・事業者による発生抑制及びリサイクル等を経て、それでもなお排出されたごみについては、清掃事業の主体である区の責任において、安全で、且つ環境負荷の少ない効率的な収集・運搬に取り組んで行くことが大切です。

具体的な取組みの一つとして、行政サービス向上と効率的な収集・運搬の観点から、粗大ごみの民間委託についての検討を進めていく必要があります。

また、今後の課題として、サーマルリサイクル実施に伴い、不燃ごみの量が減少することから、区内における中継所のあり方や、直営車両の減少に伴う清掃車庫のあり方などについても検討していく必要があります。

施策②

中間処理体制の継続について

可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理については、荒川区を含めた23区で設置する東京二十三区清掃一部事務組合が管理・運営する施設で共同処理を行っています。この体制が今後も十分機能するよう、運営体制への協力を継続していく必要があります。

施策③

荒川区を取り巻く現状についての周知徹底

現在、荒川区には、清掃工場がないため、可燃ごみについては、前掲の東京二十三区清掃一部事務組合が運営する近隣区の清掃工場で焼却処理を行っています。こうしたことから、荒川区はごみの減量を一層求められる立場にあり、このような現状を区民に周知することが必要です。

また、中間処理された可燃・不燃・粗大ごみは、東京都が運営する最終処分場（中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場）で埋立処分を行っています。最終処分場が逼迫してきている現状を区民に十分説明し、延命化のためには、ごみ減量への区民の一層の協力が必要であることを周知する必要があります。

さらに、ごみの収集・運搬・処分にかかる経費について区民に情報提供を行い、ごみの減量が行政経費の削減にもつながることを理解してもらうことも重要です。

以上のようなことについては、区がホームページや区報などで、より積極的に情報提供することで、荒川区を取り巻く現状についての理解が一層深まるものと思われます。

施策④

サーマルリサイクル実施にかかわる荒川区の基本的姿勢についての周知徹底

サーマルリサイクルを巡る動向ですが、国の見解では、「まず発生抑制を、次に再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、直接埋立は行わず、熱回収を行うのが適当である」としています。また、都の見解では、「廃プラスチックは貴重な資源であり、埋立不適物である」としています。

特別区においても、最終処分場の延命化を図る観点から、体積比で不燃ごみ全体の約6割を占める家庭系廃プラスチックの持ち込み先を最終処分場から清掃工場に変更し、サーマルリサイクルとして熱回収を行うことを決定しています（平成17年10月14日特別区長会総会において決定）。

清掃事業の主体である区にとって、最終処分場の延命化は、事業存続の根幹に

係る課題となっており、このことは23区共通のものです。

廃プラスチックの処理については、再商品化に適さないプラスチックの混入、汚れの付着など、資源化が困難な面もあり、現段階では、サーマルリサイクルによる熱回収が最も現実的な選択です。

しかしながら、サーマルリサイクル実施に懸念を抱く考え方もあることから、「発生抑制、再使用、再生利用を十分行い、それでも残ったものについては熱回収を行う。」という区の基本的姿勢を区民・事業者に理解してもらい、ごみの減量化に対する意識が低下しないよう、区の環境・リサイクル施策や、清掃工場における廃プラスチックの焼却の安全性などについて、十分な情報提供を行う必要があります。

また、今後は、資源化が可能な廃プラスチックについて検討を重ね、資源化する品目を増やしていくことが必要であり、さらには、廃プラスチックの処理技術の動向を視野に入れ、より合理的な処理方法を模索していくことが求められます。

なお、サーマルリサイクル実施にあたり、区民にとっては、これまで慣れ親しんだ分別排出ルールの変更となることから、区民の立場に立ったわかりやすい方法による周知が必要となります。

施策⑤

廃棄物処理手数料の適正化

廃棄物処理手数料は、平成6年7月を最後に改定が行われておらず、廃棄物処理手数料と廃棄物処理原価が乖離している状況にあります。

このようなことから、格差解消に向け、廃棄物処理手数料の改定を検討する必要があります。

なお、廃棄物処理手数料の徴収については、23区統一の有料シール方式により行っているため、検討にあたっては、23区で連携を図る必要があります。

[あしがき]

答申をまとめるにあたっては、区民の皆様から広くご意見を募集し、審議の参考とするため、中間まとめの段階でパブリックコメント（意見の公募）を実施いたしました。

頂戴したご意見については審議会で討議するとともに、答申に取り入れさせていただいたものもございます。

ご意見をお寄せいただいた区民の皆様に、心より感謝申し上げます。

付属資料

荒川区清掃審議会の審議経過

区分	開催日等	審議内容等
第1回	平成18年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○会長選任 ○諮問 ○現行の一般廃棄物処理基本計画の概要等について ○荒川区の清掃事業を取り巻く状況について
第2回	平成18年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量化のための取り組みについて
第3回	平成19年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物処理基本計画の改定に関する基本的な考え方について
第4回	平成19年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物処理基本計画の改定に関する基本的な考え方について(中間まとめ)
パブリックコメントの実施	平成19年2月21日 ～3月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○「荒川区一般廃棄物処理基本計画の改定に関する基本的な考え方について(中間まとめ)」のパブリックコメント募集 <ul style="list-style-type: none"> ・公表方法 <ul style="list-style-type: none"> あらかわ区報(告知のみ) 荒川区ホームページ 配布 ・意見提出実績 <ul style="list-style-type: none"> 6名(28項目)
第5回	平成19年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物処理基本計画の改定に関する基本的な考え方について(答申案)
第6回	平成19年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物処理基本計画の改定に関する基本的な考え方について(最終答申)